

秘

令和2年2月26日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

地域委員会地域委員長 殿 [REDACTED]

下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長 伊藤 真

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

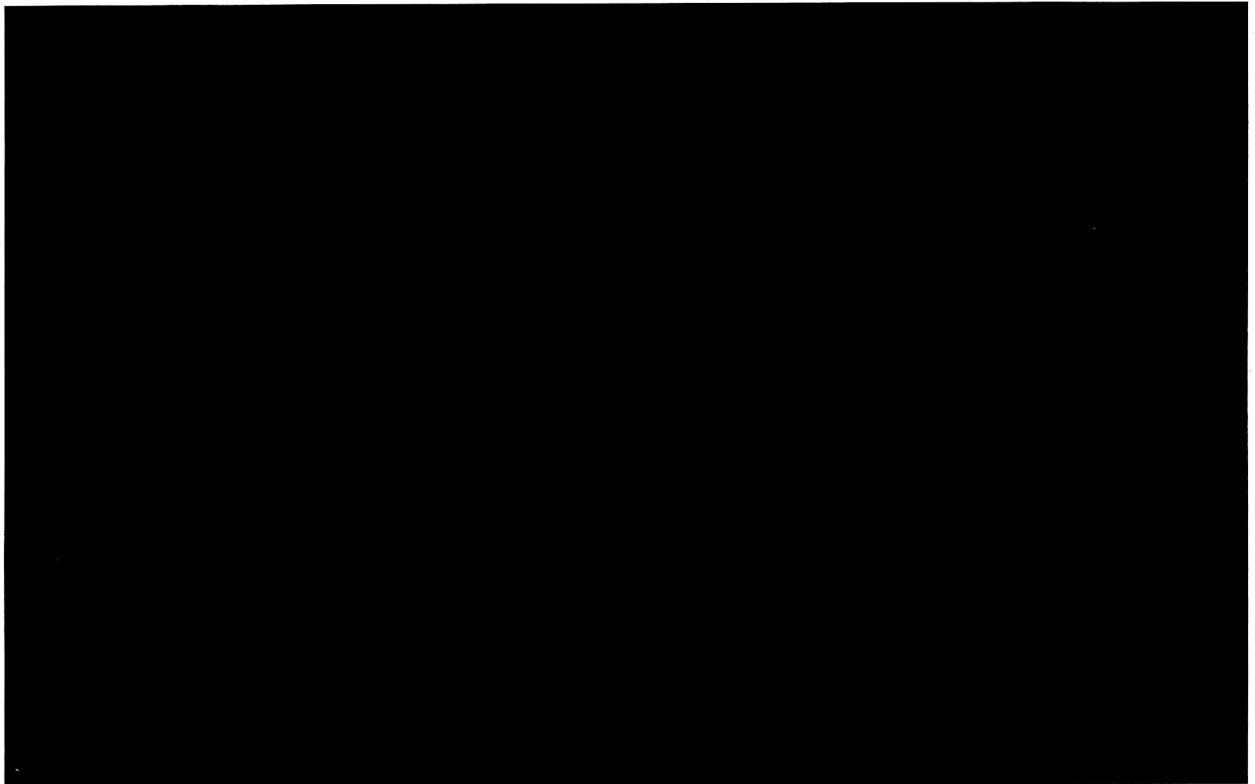
最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和2年10月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和2年10月から令和3年1月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名するとの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
6月9日（火）までに指名諮問委員会に報告して
ください

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿

を参考までに送付します。

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するように依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するように依頼する。

(別紙第2)

判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

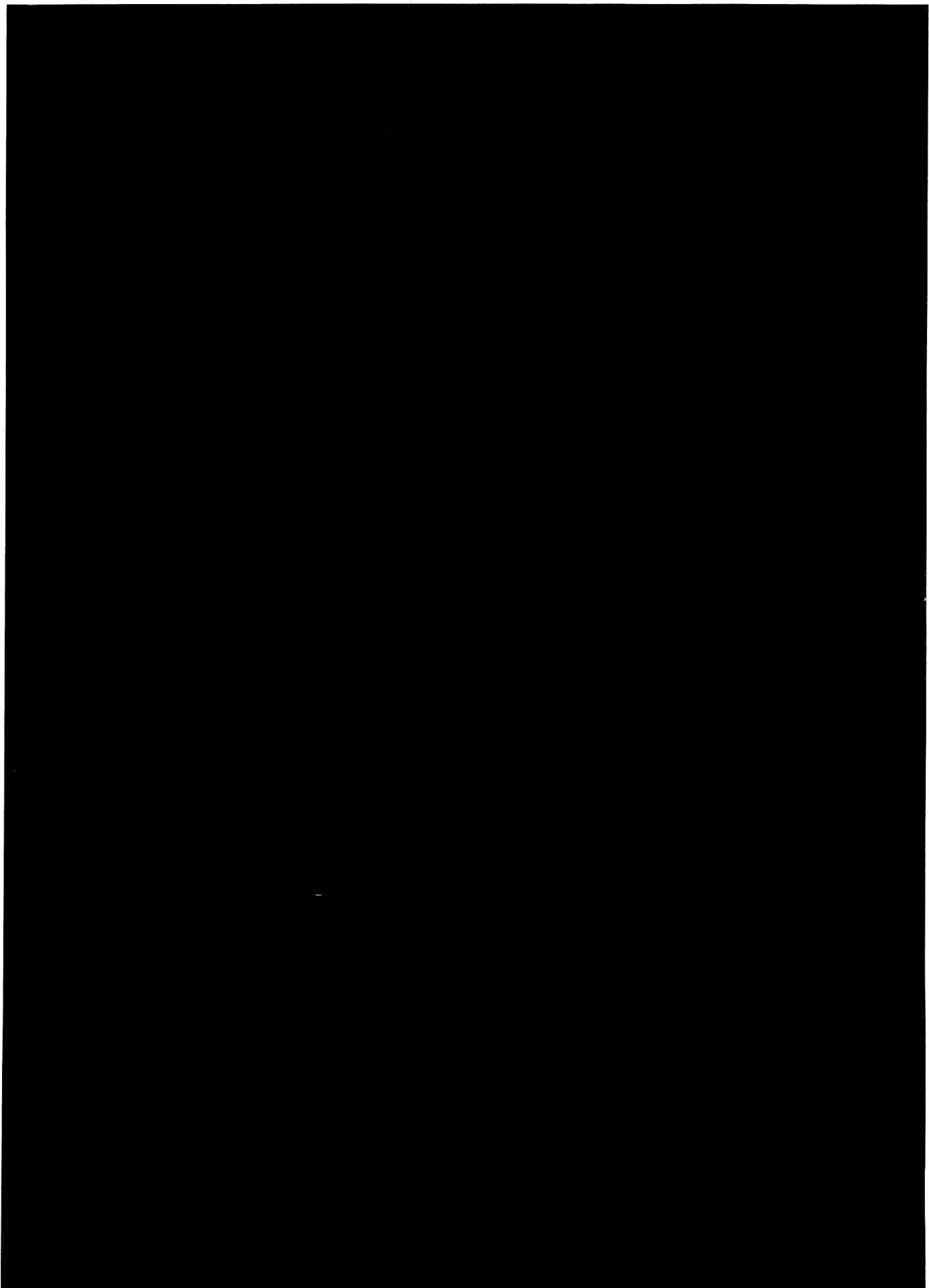
1 一般的な在り方

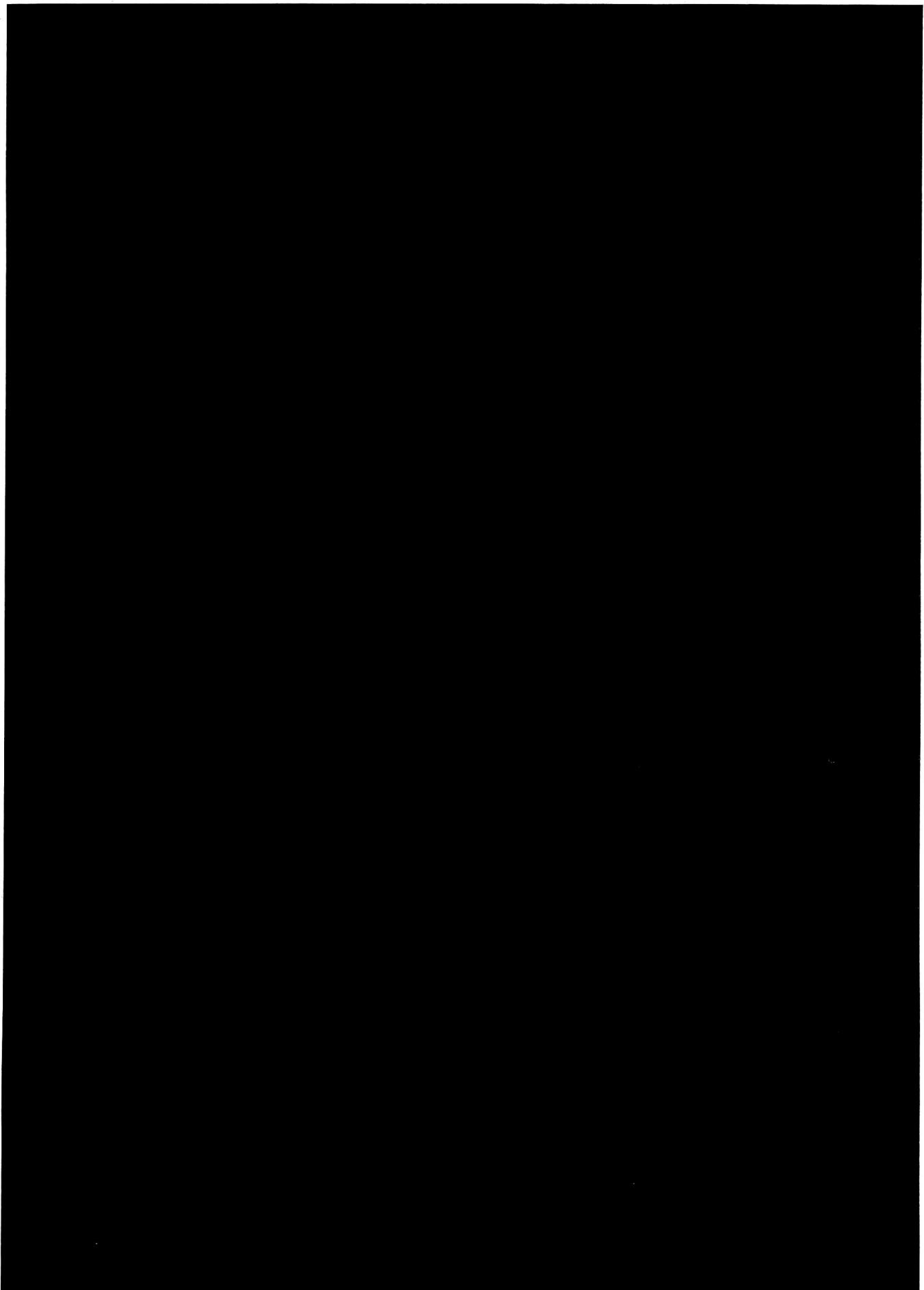
- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名誉やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）
[REDACTED]

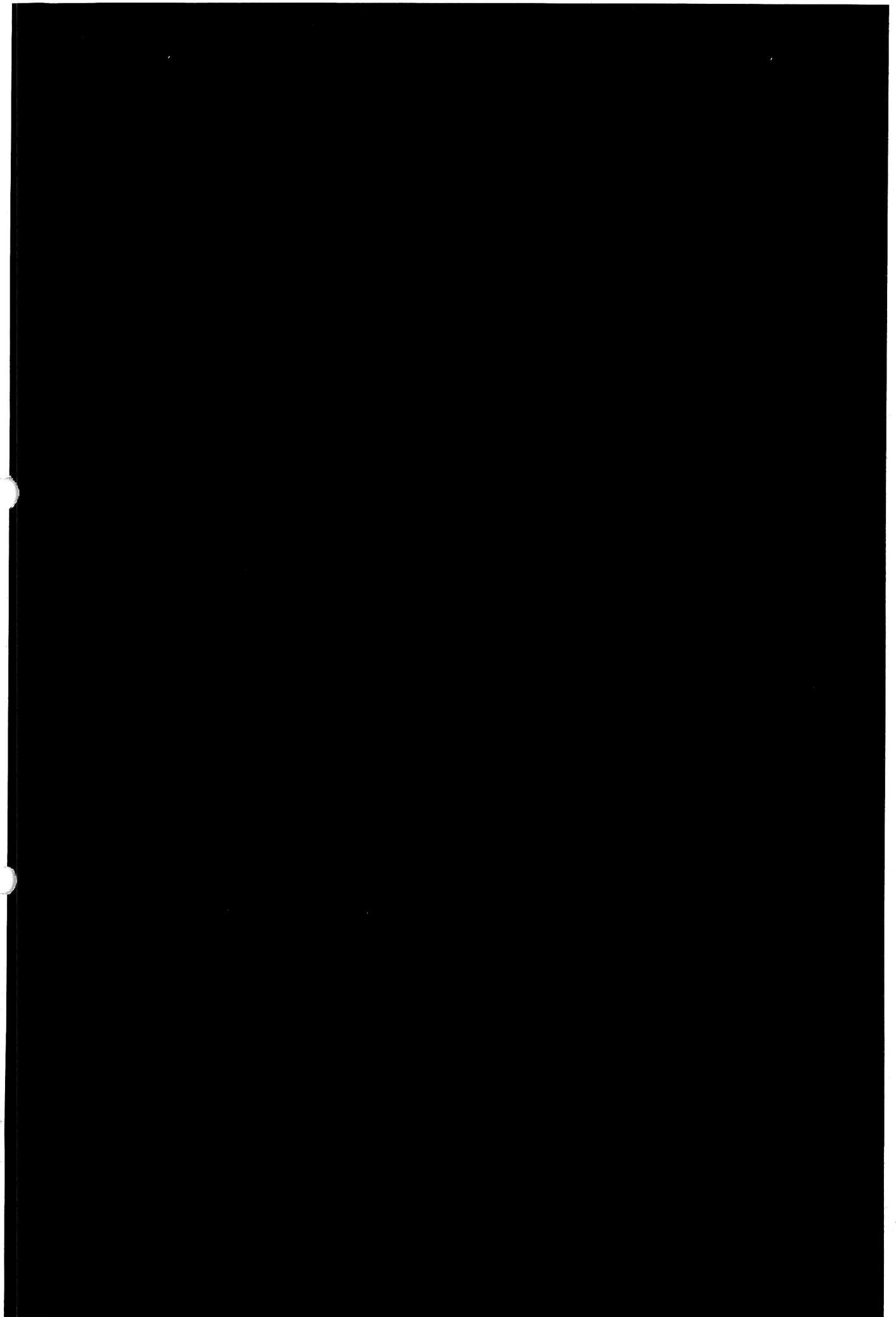
- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。

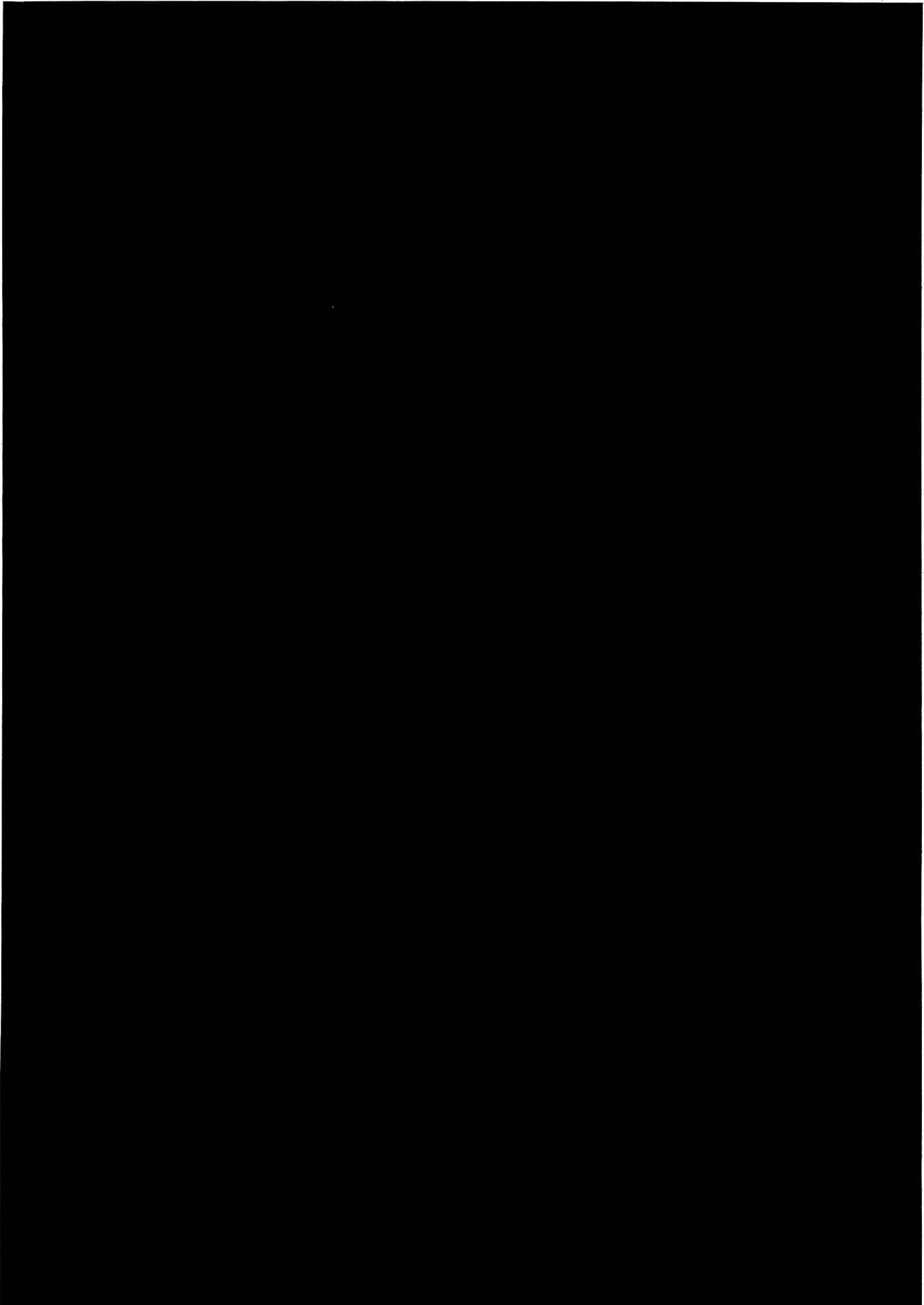
3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑惑が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。

4









秘

令和2年2月26日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

地域委員会地域委員長 殿 [REDACTED]

下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長 伊 藤 眞

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和2年10月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和2年10月から令和3年1月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、
[REDACTED]

6月9日（火）までに指名諮問委員会に報告してください

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿 [REDACTED]

[REDACTED] を参考までに送付します。

添付書類



)

(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するよう依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するよう依頼する。

(別紙第2)

判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

1 一般的な在り方

- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名譽やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）
[REDACTED]

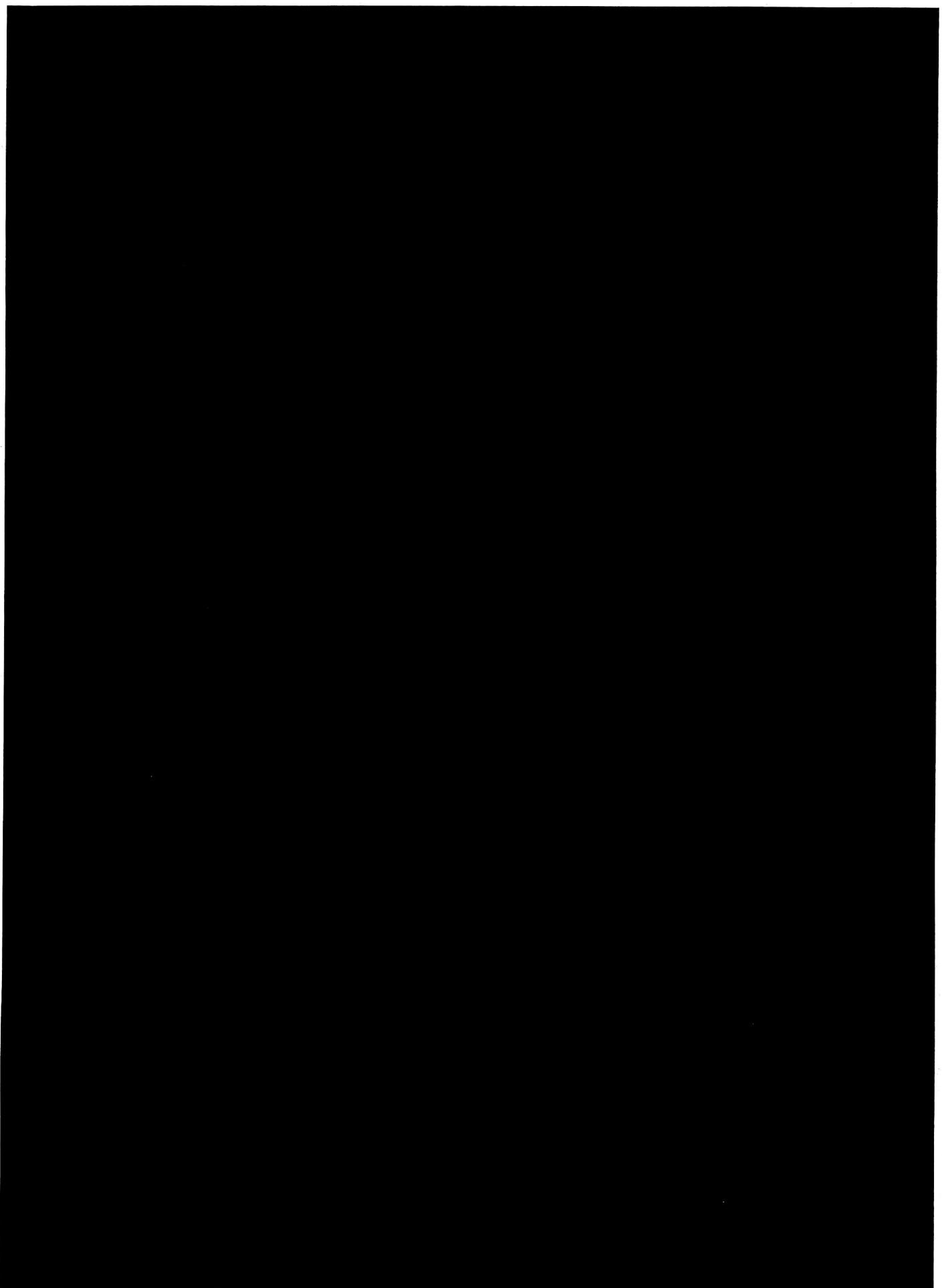
- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。

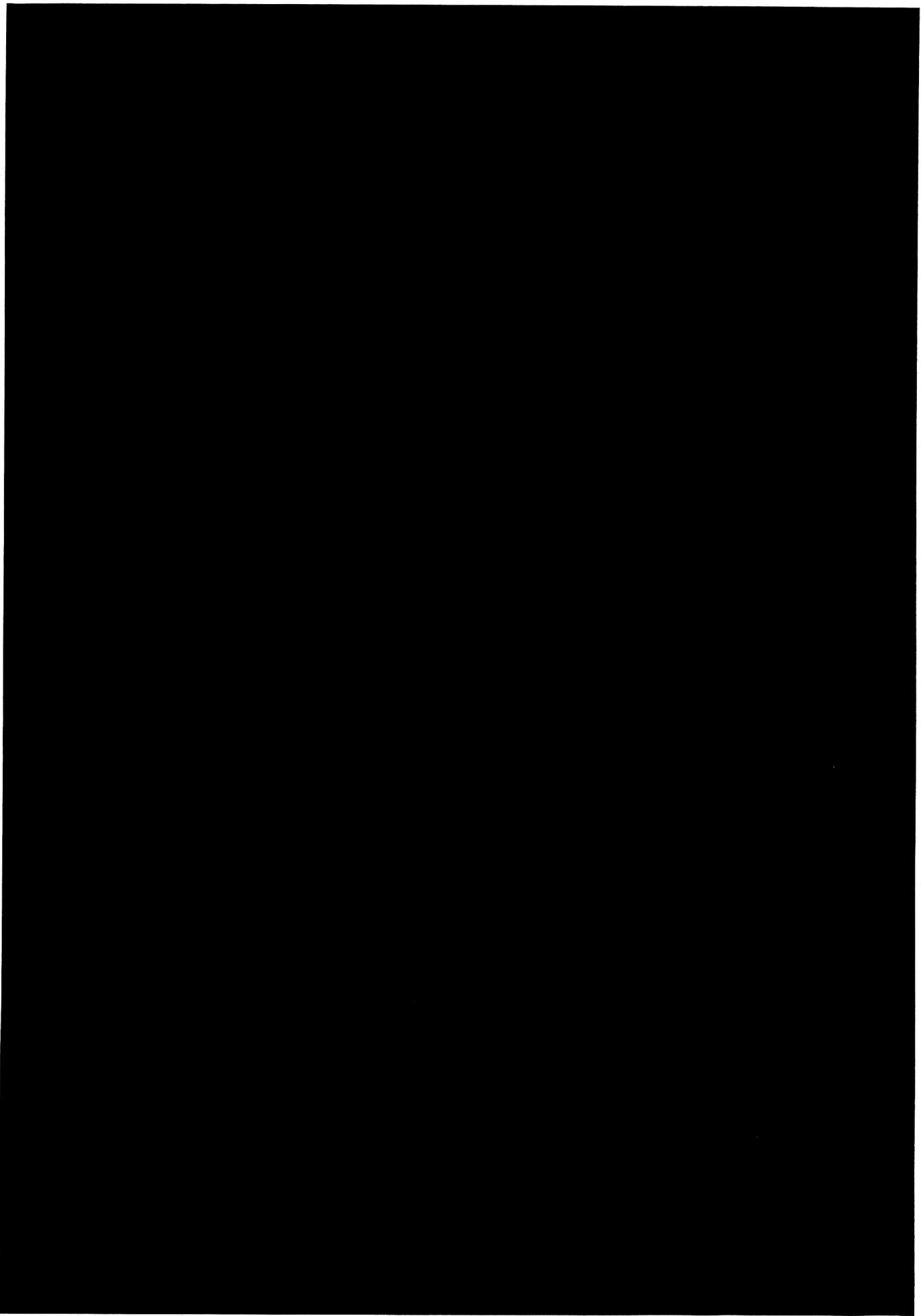
2 [REDACTED]

[REDACTED]

3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑惑が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。

4





秘

令和2年2月26日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

地域委員会地域委員長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長 伊 藤 真

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和2年10月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和2年10月から令和3年1月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、

6月9日（火）までに指名諮問委員会に報告してください

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿

を参考までに送付します。

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるよう、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するように依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しえできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するように依頼する。

(別紙第2)

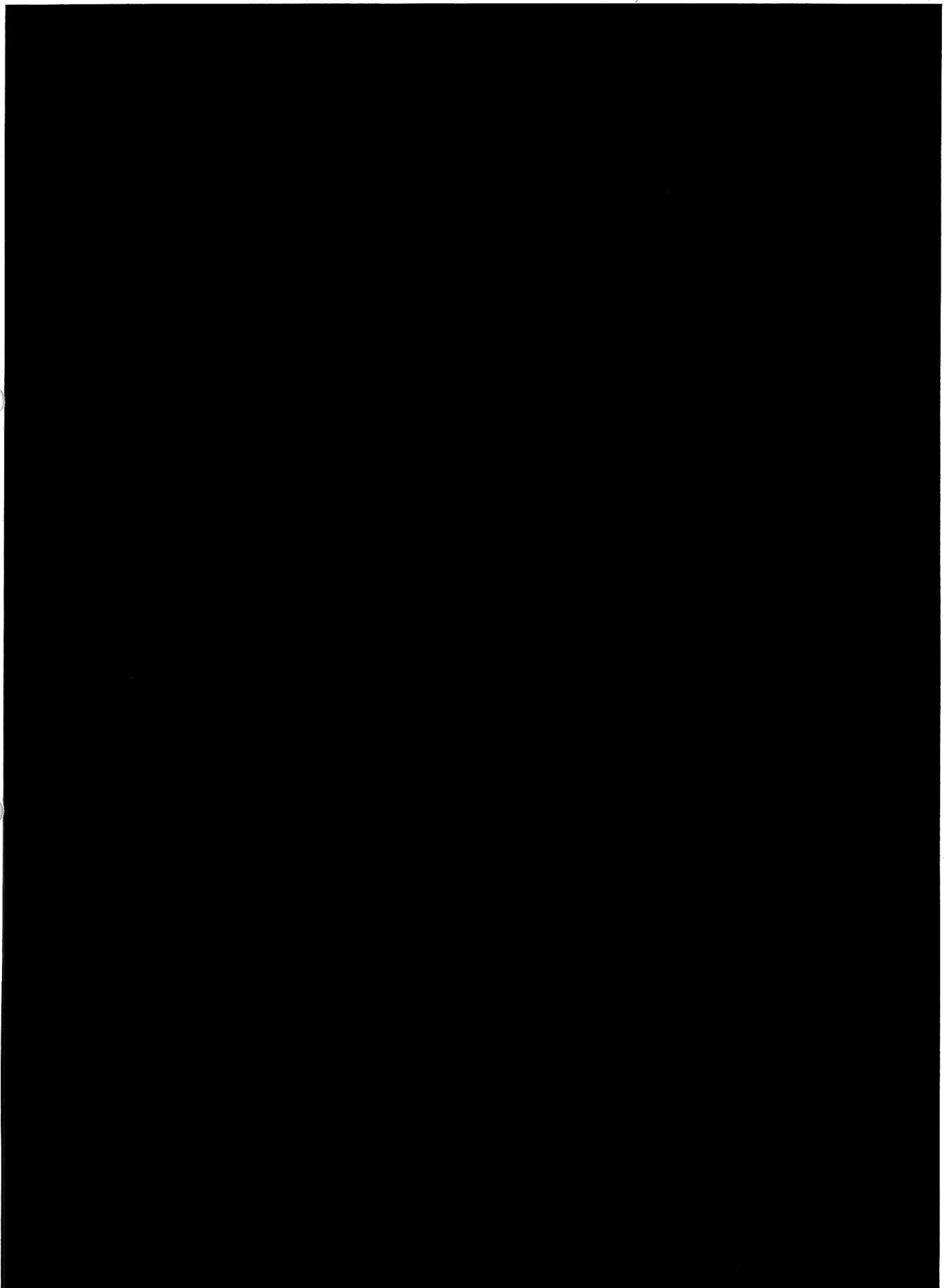
判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

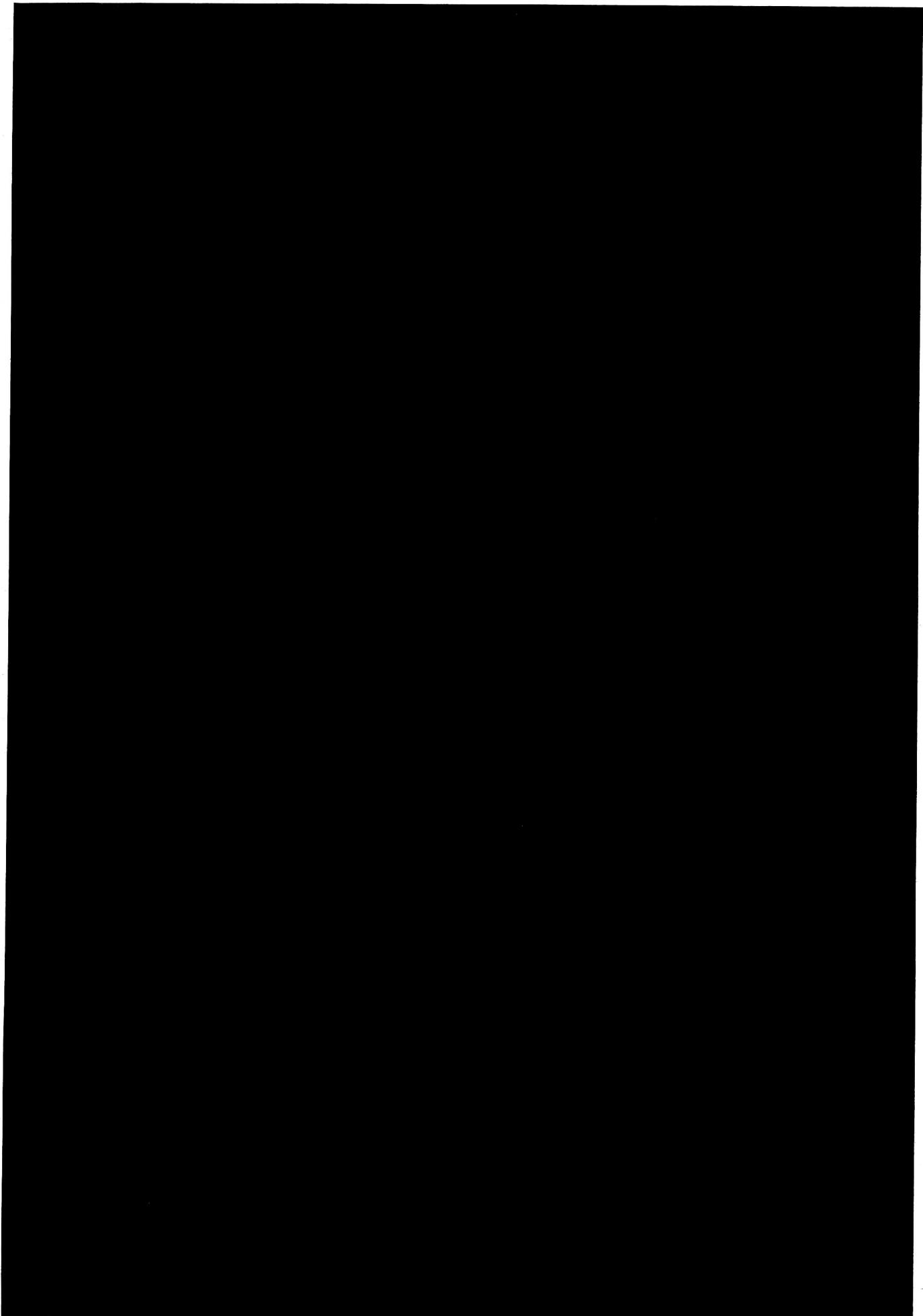
1 一般的な在り方

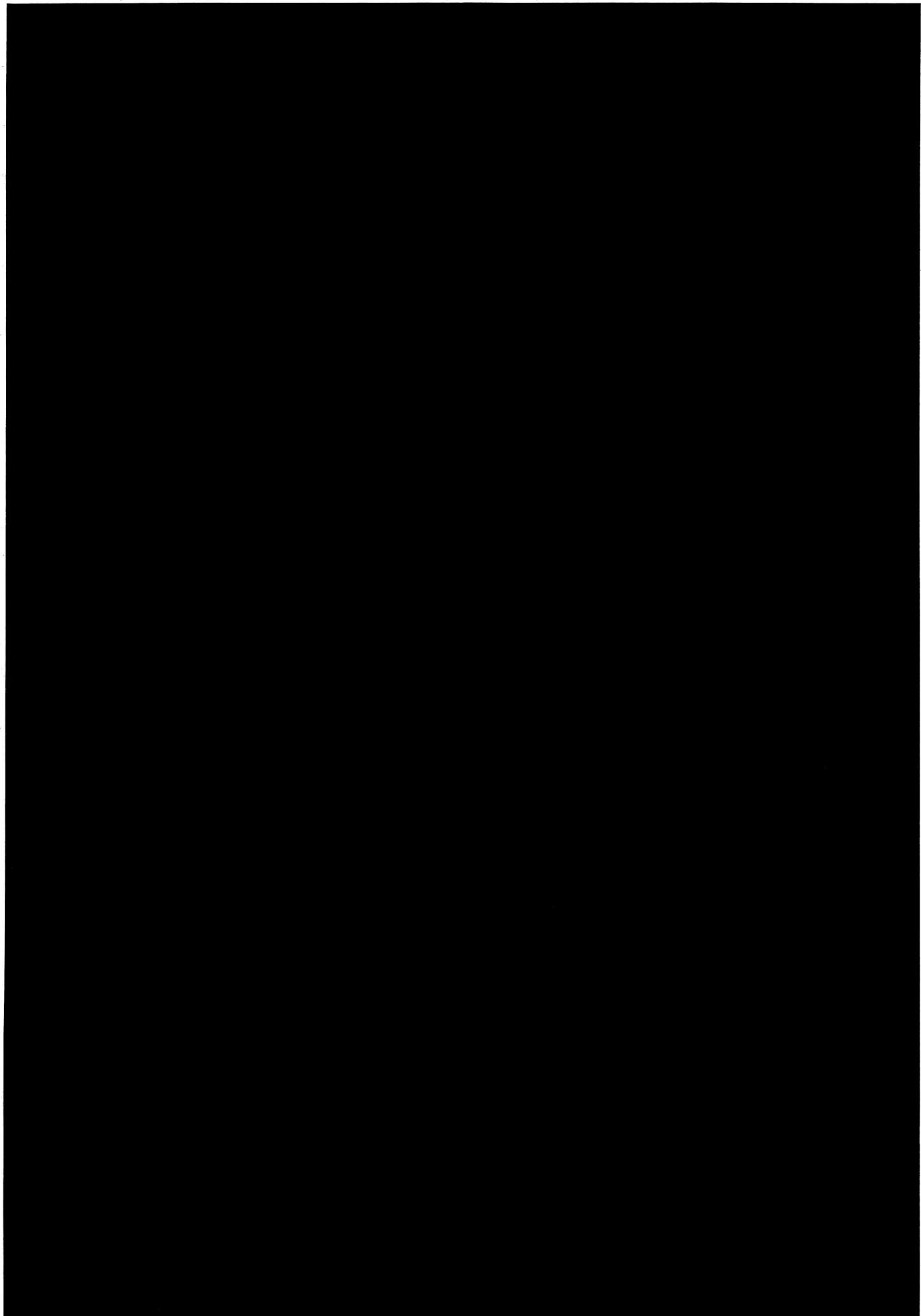
- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名譽やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）

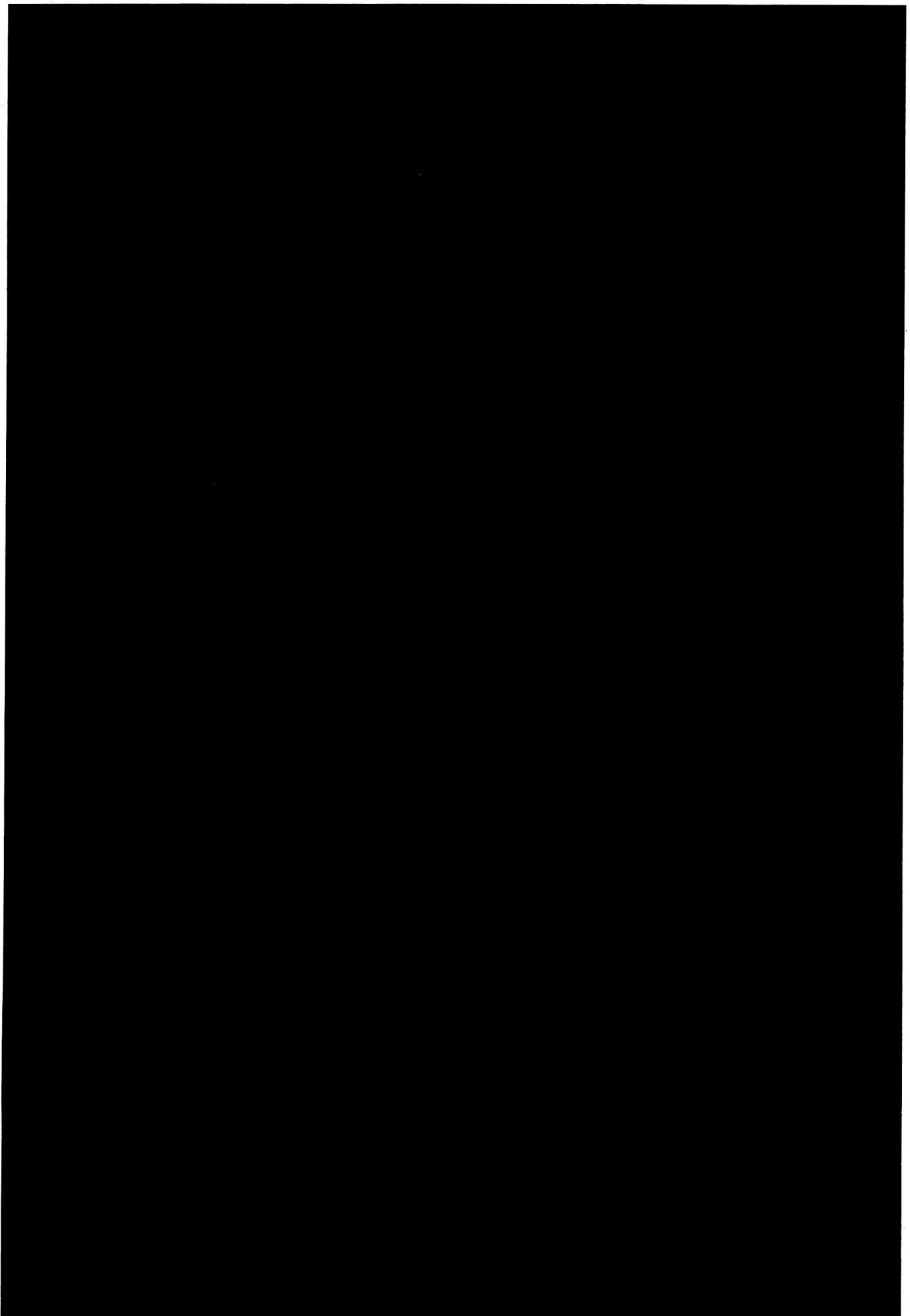
- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。

3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑惑が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。









秘

令和2年2月26日

下級裁判所裁判官指名諮詢委員會

地域委員会地域委員長 殿

下級裁判所裁判官指名諮詢委員會委員長 伊 藤 眞

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

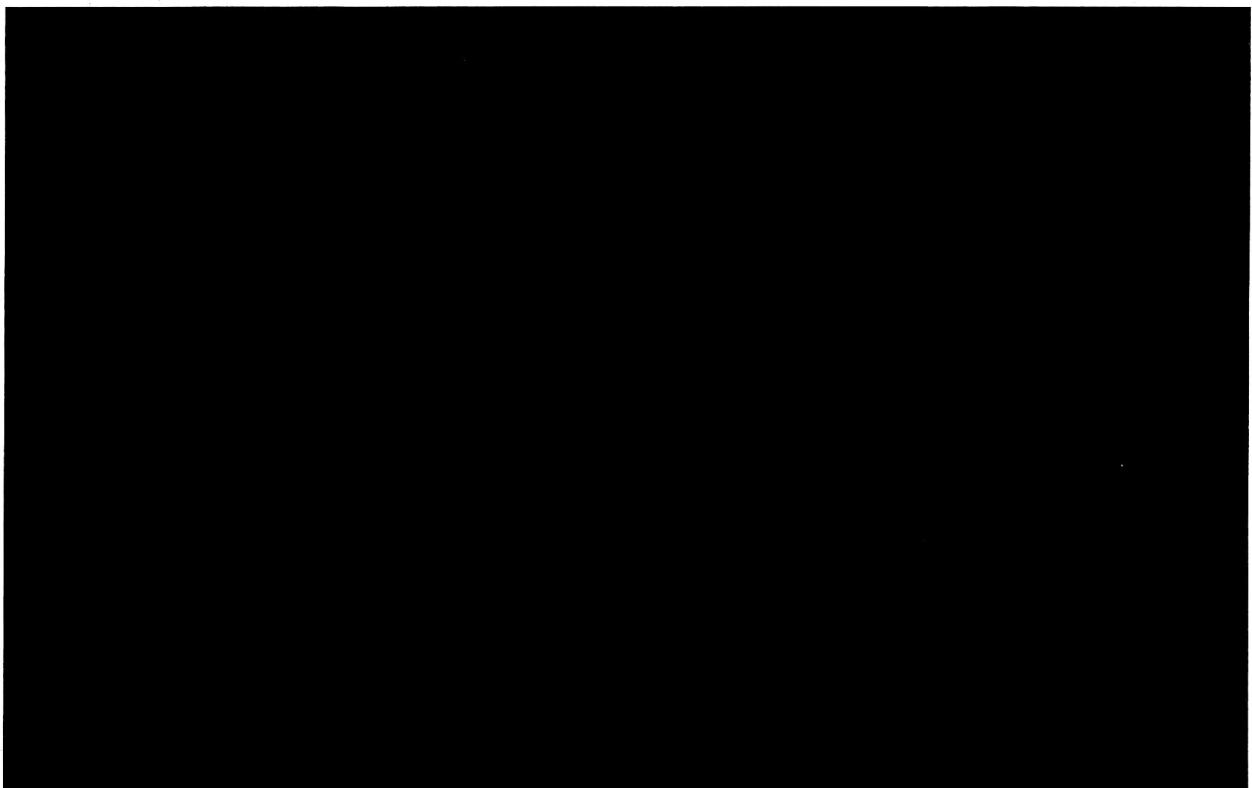
最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和2年10月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和2年10月から令和3年1月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、

6月9日（火）までに指名諮問委員会に報告してください

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿

を参考までに送付します。

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるよう、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するように依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しこれに限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するように依頼する。

(別紙第2)

判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

1 一般的な在り方

- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名誉やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）
[REDACTED]

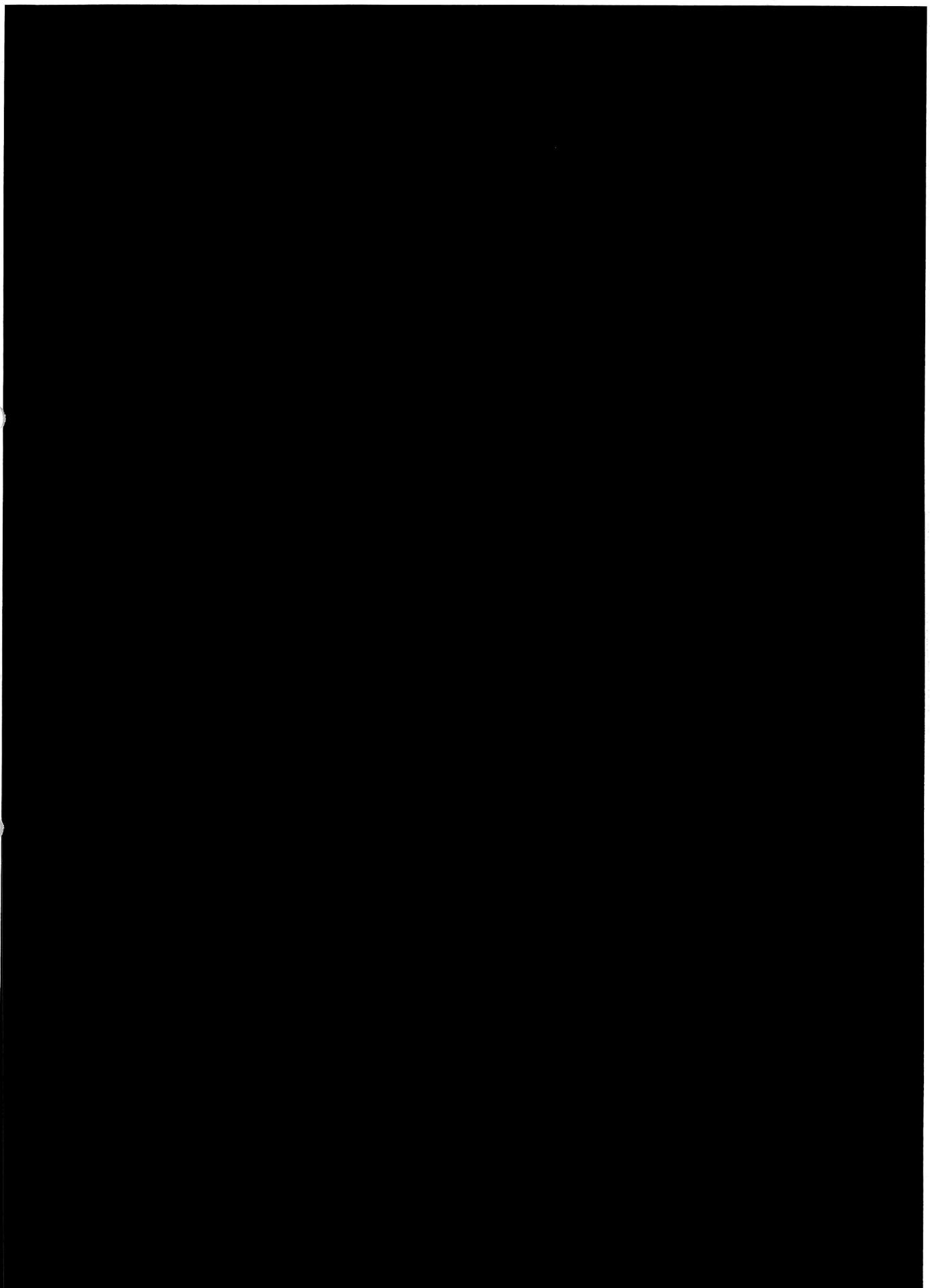
- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。

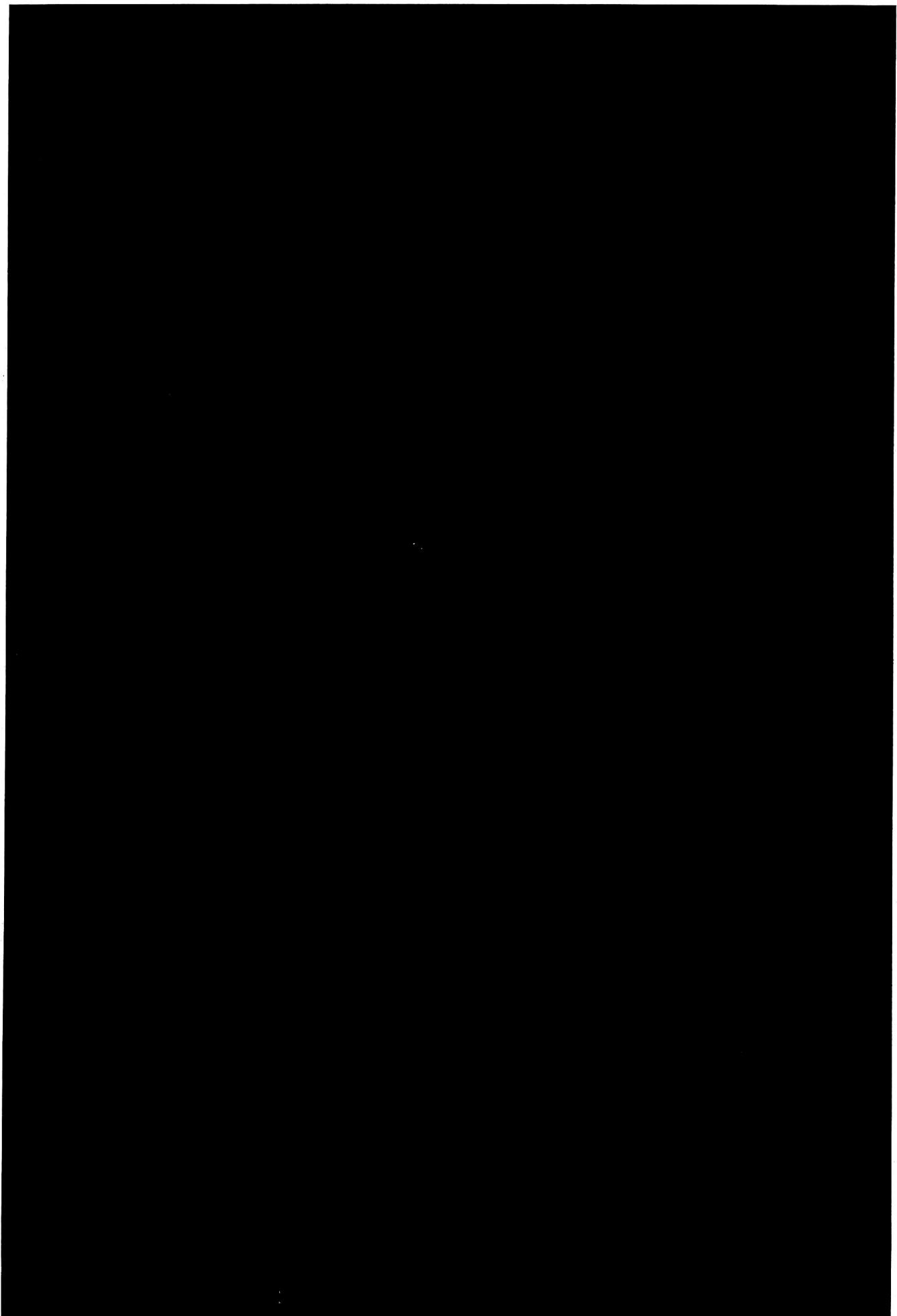
2 [REDACTED]

[REDACTED]

3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑惑が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。

4 [REDACTED]
[REDACTED]





秘

令和2年2月26日

下級裁判所裁判官指名諮詢委員會

地域委員会地域委員長 殿

下級裁判所裁判官指名諮詢委員會委員長 伊 藤 眞

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

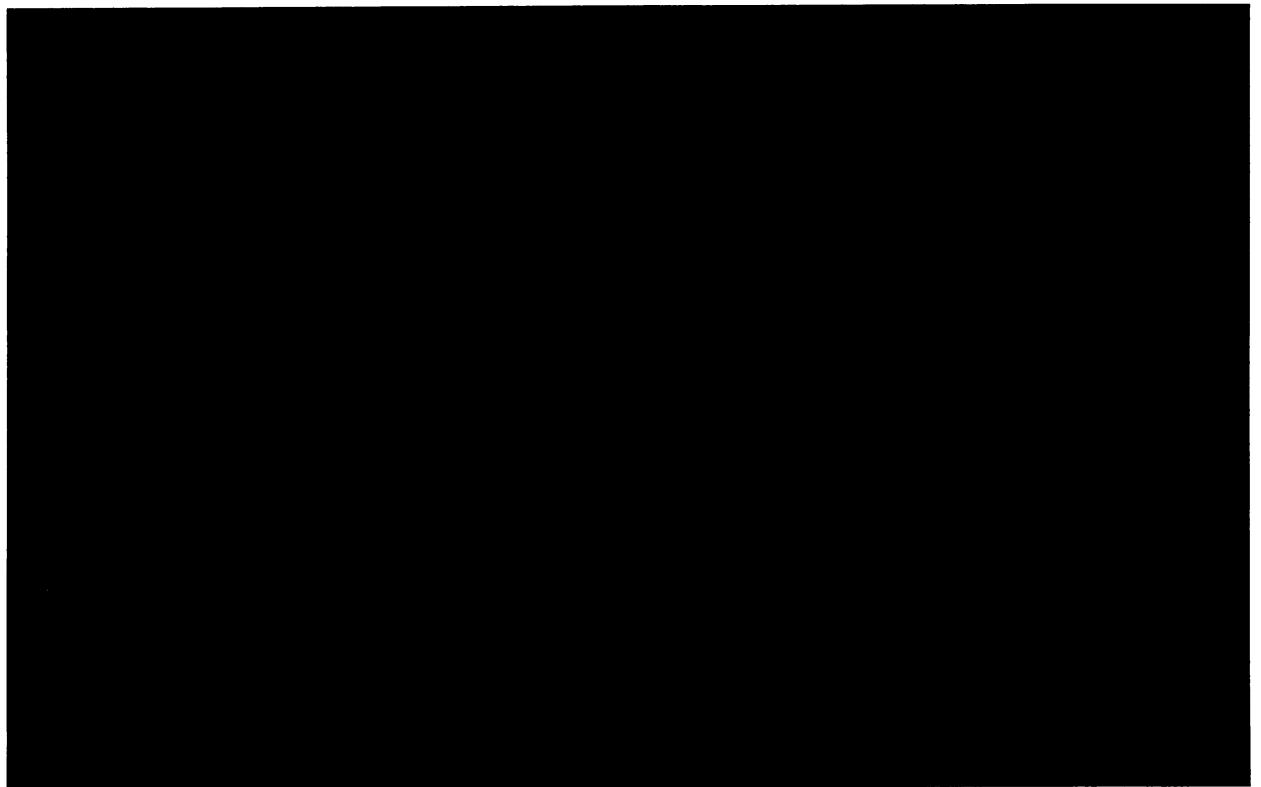
最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和2年10月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和2年10月から令和3年1月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、[REDACTED]

6月9日（火）までに指名諮詢委員会に報告してください

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿

を参考までに送付します。

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するように依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するように依頼する。

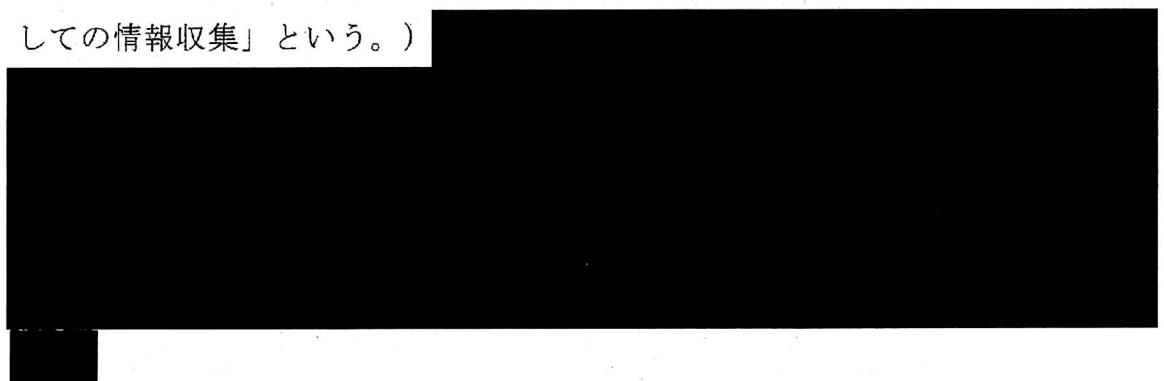
(別紙第2)

判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

1 一般的な在り方

(1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名誉やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。

(2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）



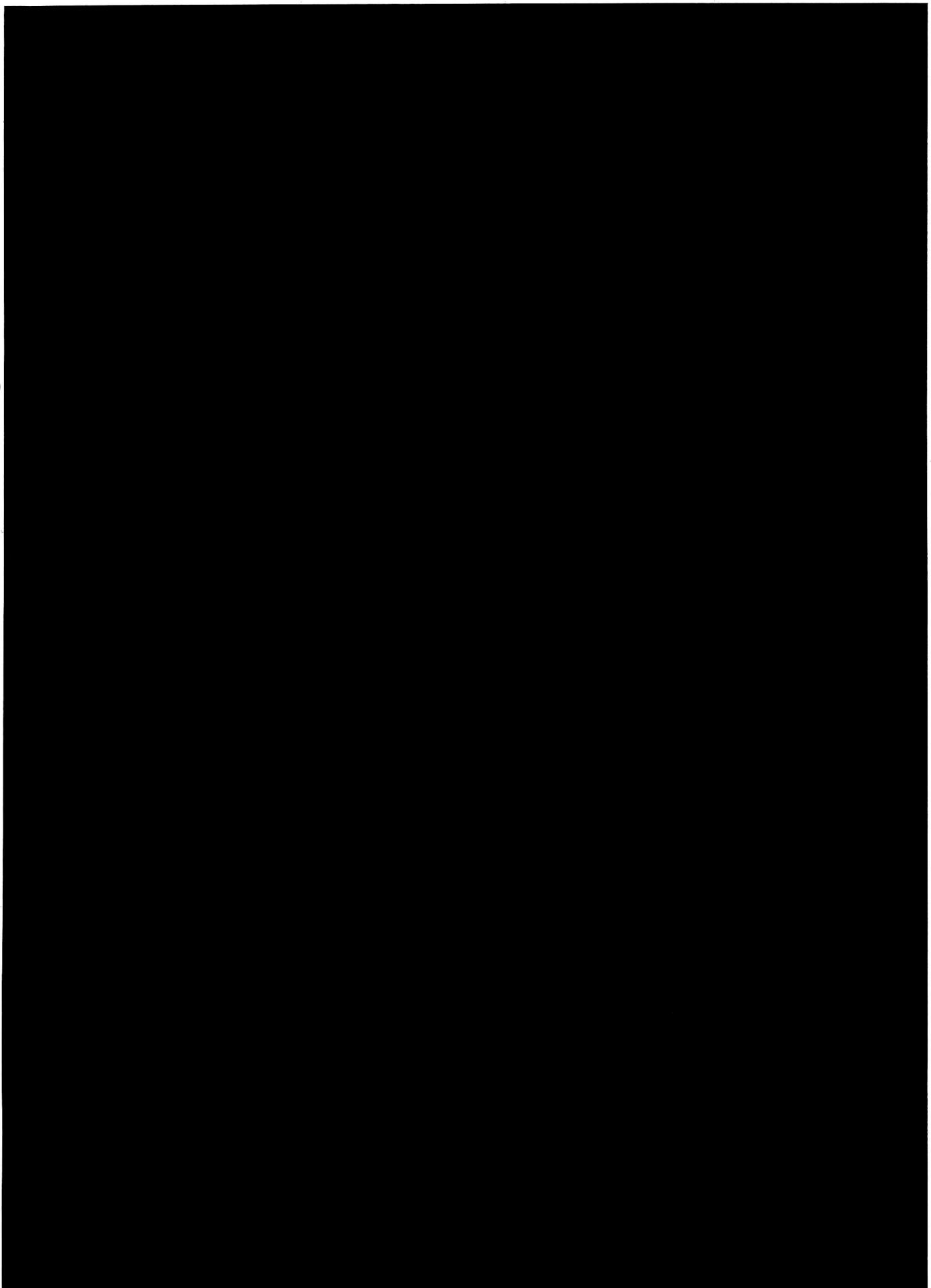
(3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。

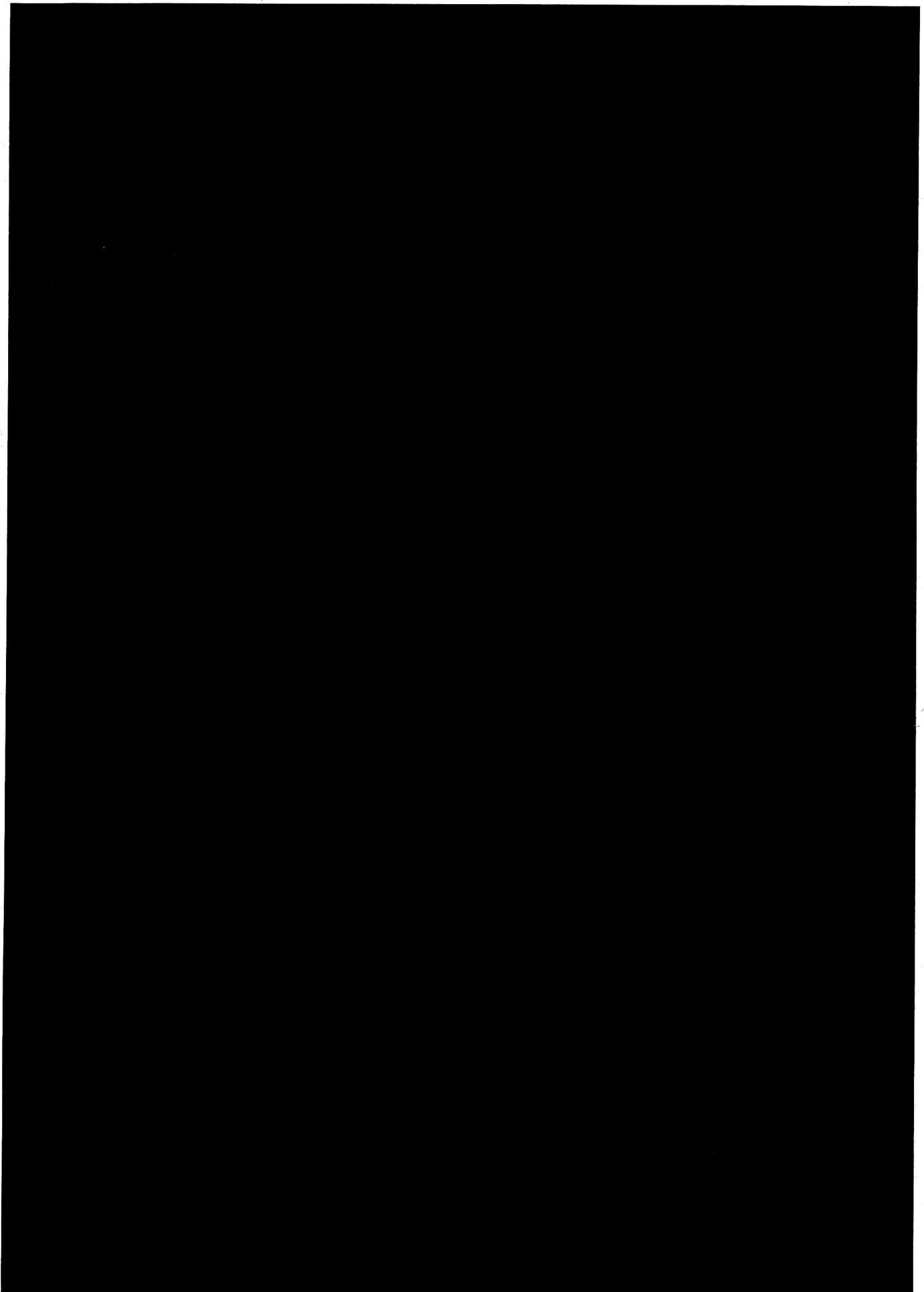
2



3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。

4





秘

令和2年2月26日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

地域委員会地域委員長 殿 [REDACTED]

下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長 伊藤 眞

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和2年10月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和2年10月から令和3年1月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、
[REDACTED]

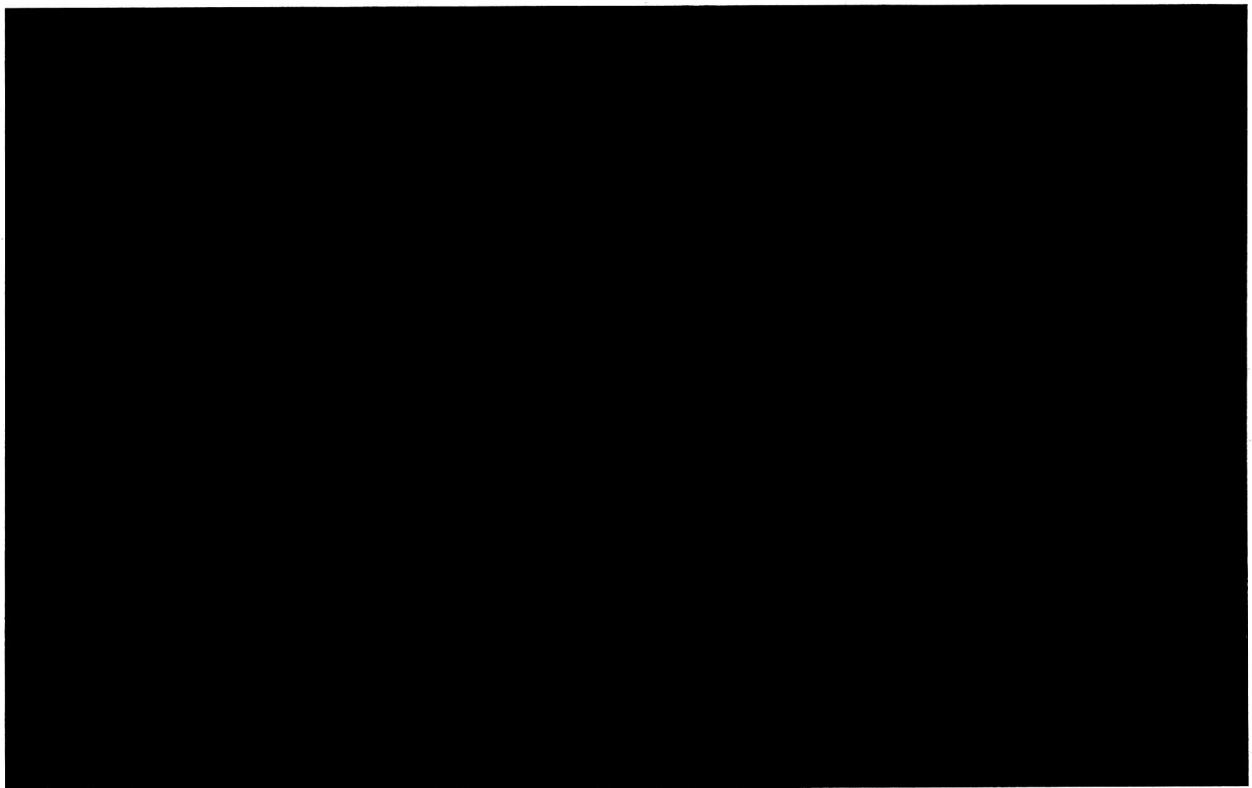
[REDACTED] 6月9日（火）までに指名諮問

委員会に報告してください。

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿
[REDACTED]

[REDACTED] を参考までに送付します。
[REDACTED]

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるよう、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するように依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しえきる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するように依頼する。

(別紙第2)

判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

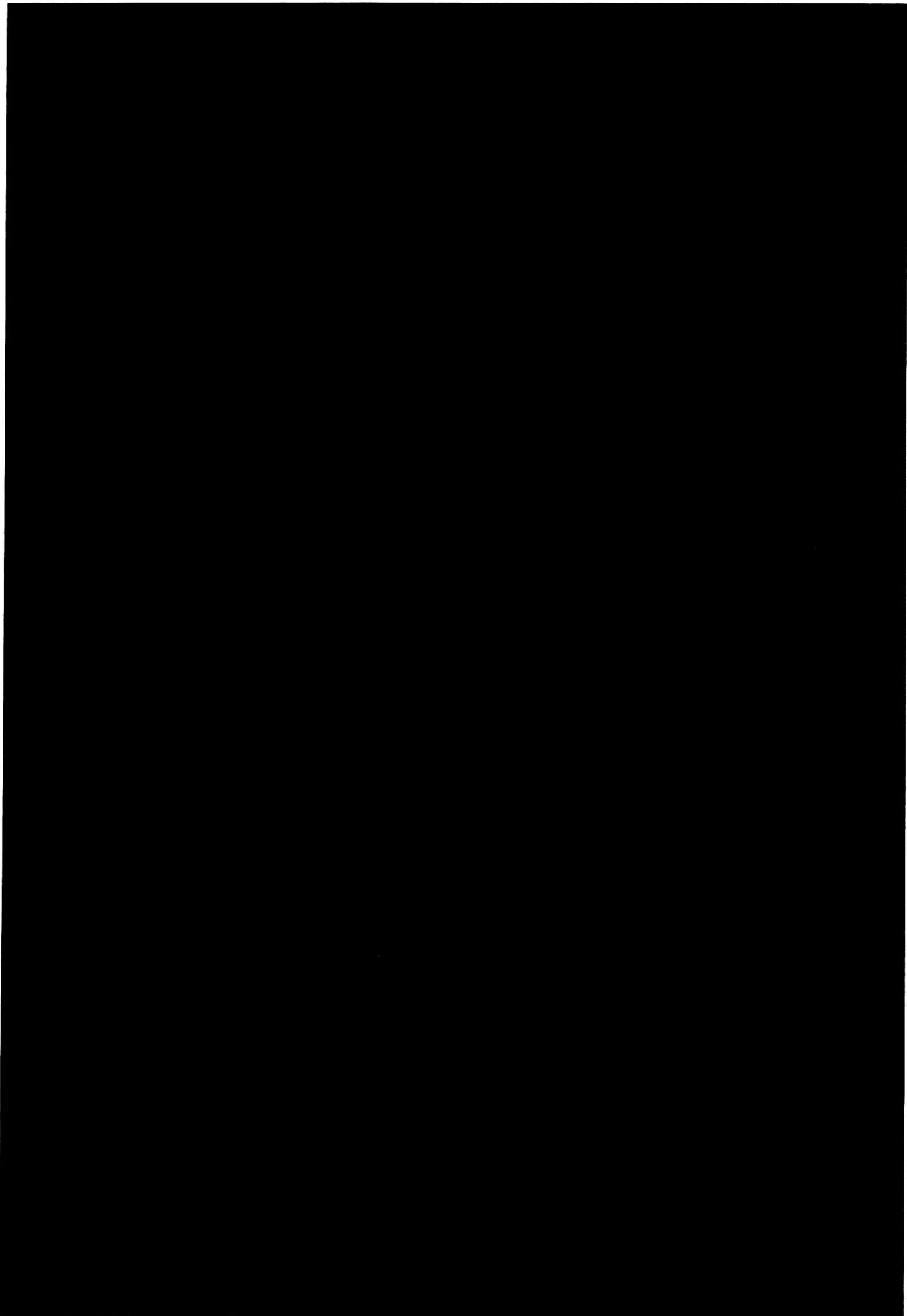
1 一般的な在り方

- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名誉やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）

- [REDACTED]
- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。
- 2 [REDACTED]
- [REDACTED]



3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑惑が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。



秘

令和2年2月26日

下級裁判所裁判官指名諮詢委員會

地域委員会地域委員長 殿

下級裁判所裁判官指名諮詢委員會委員長 伊藤眞

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和2年10月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和2年10月から令和3年1月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、

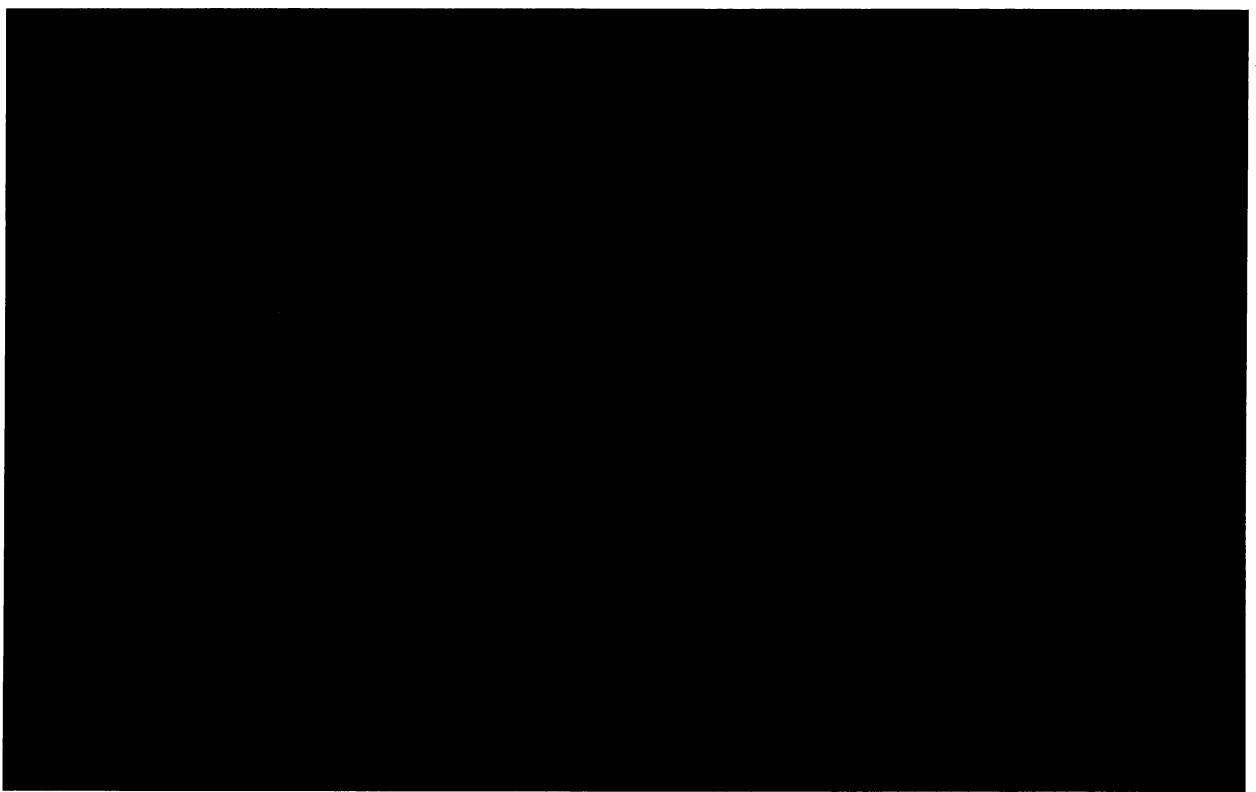
6月9日(火)までに指名諮問

委員会に報告してください。

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿

を参考までに送付します。

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するように依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するように依頼する。

(別紙第2)

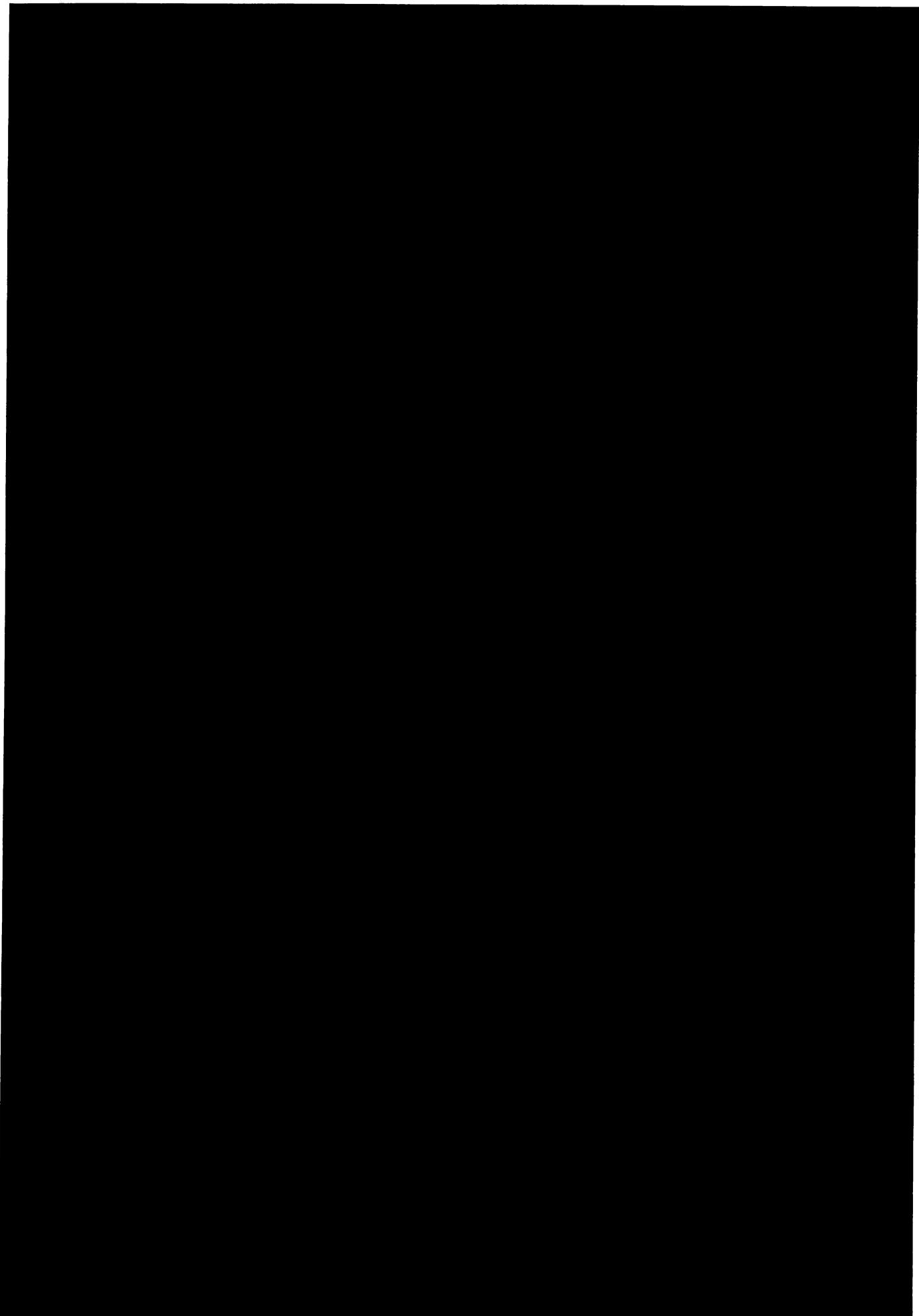
判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

1 一般的な在り方

- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名前やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）

- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。

3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑惑が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。



秘

令和2年2月26日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

地域委員会 地域委員長 殿 [REDACTED]

下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長 伊藤 真

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和2年10月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和2年10月から令和3年1月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、
[REDACTED]

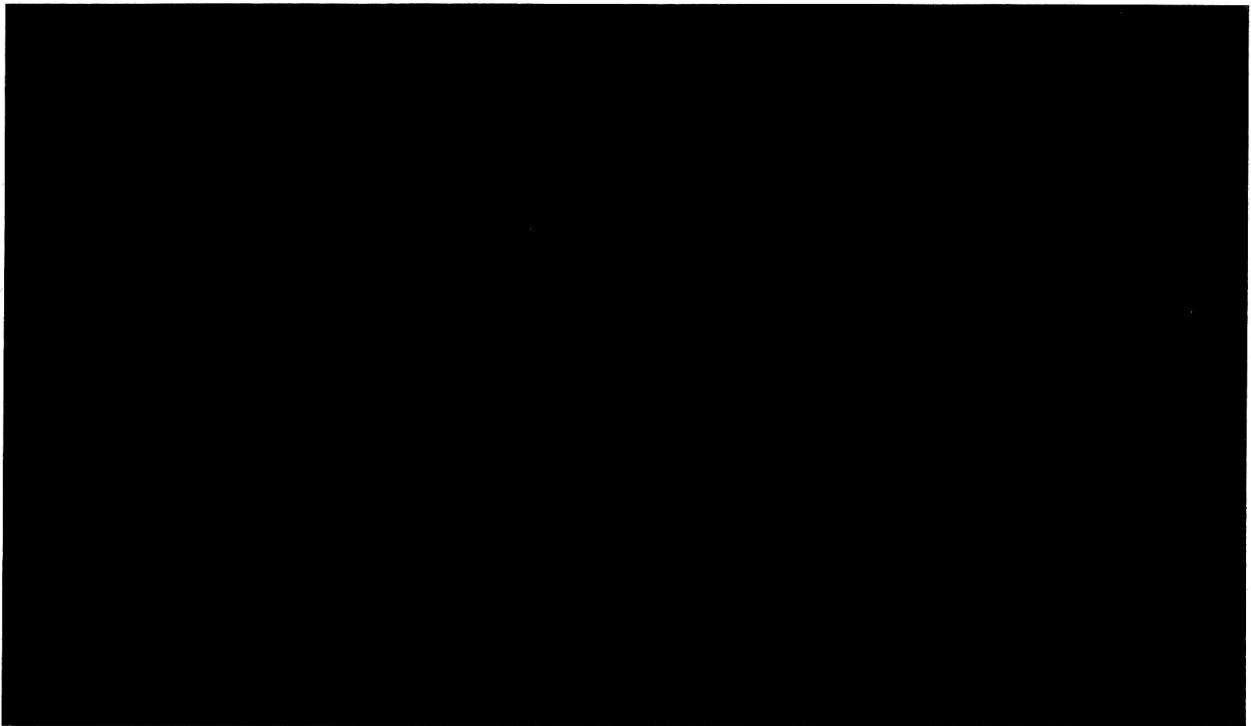
[REDACTED] 6月9日（火）までに指名諮問

委員会に報告してください。

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿
[REDACTED]

[REDACTED] を参考までに送付します。
[REDACTED]

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するよう依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するよう依頼する。

(別紙第2)

判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

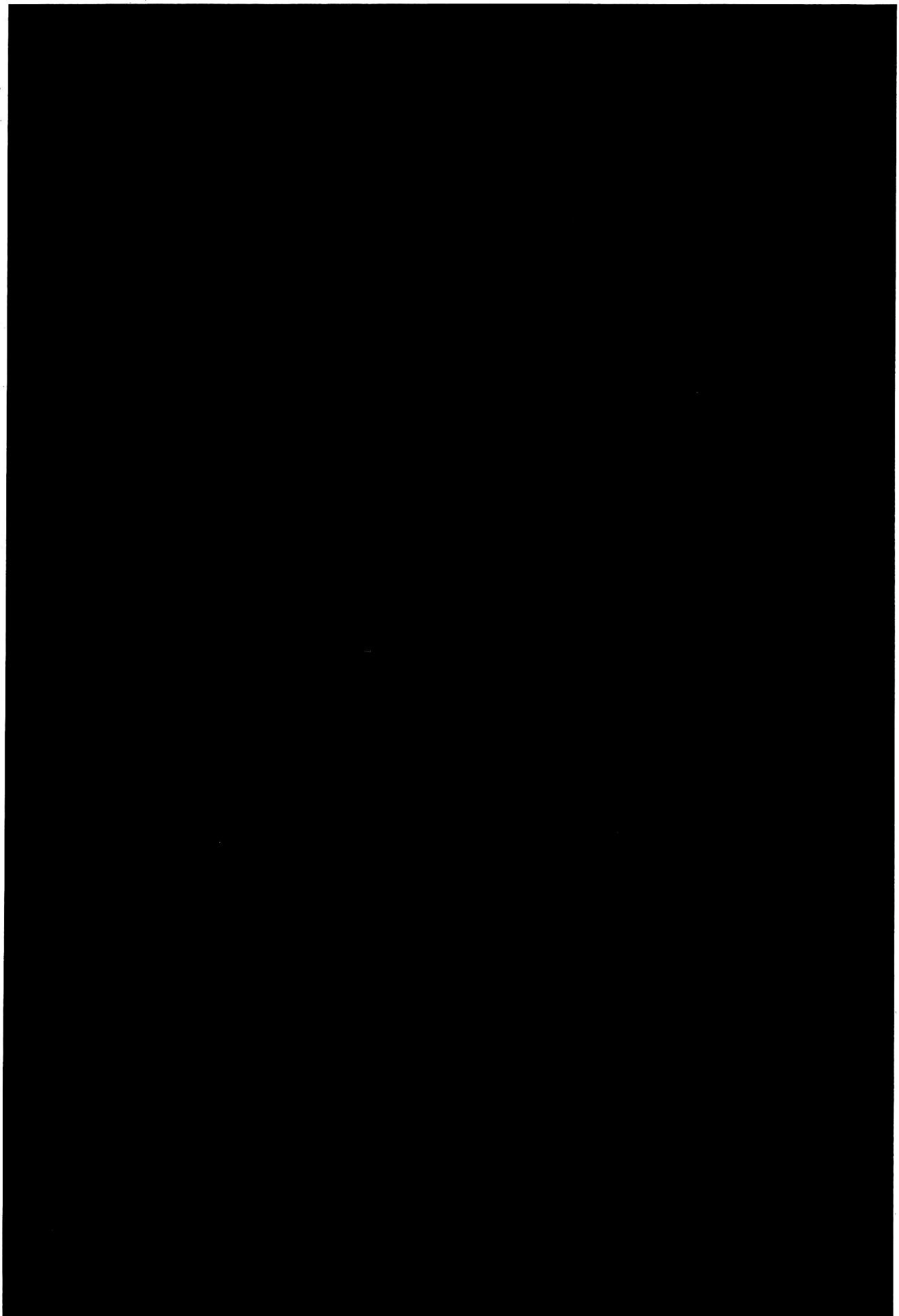
1 一般的な在り方

- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名譽やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）

- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。

2

3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。



秘

令和2年9月9日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

地域委員会地域委員長 殿 [REDACTED]

下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長 伊藤 真

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和3年4月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和3年1月から9月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、
[REDACTED]

11月4日（水）までに指名諮問委員会に報告してください

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿 [REDACTED]

[REDACTED] を参考までに送付します。

添付書類



)

(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

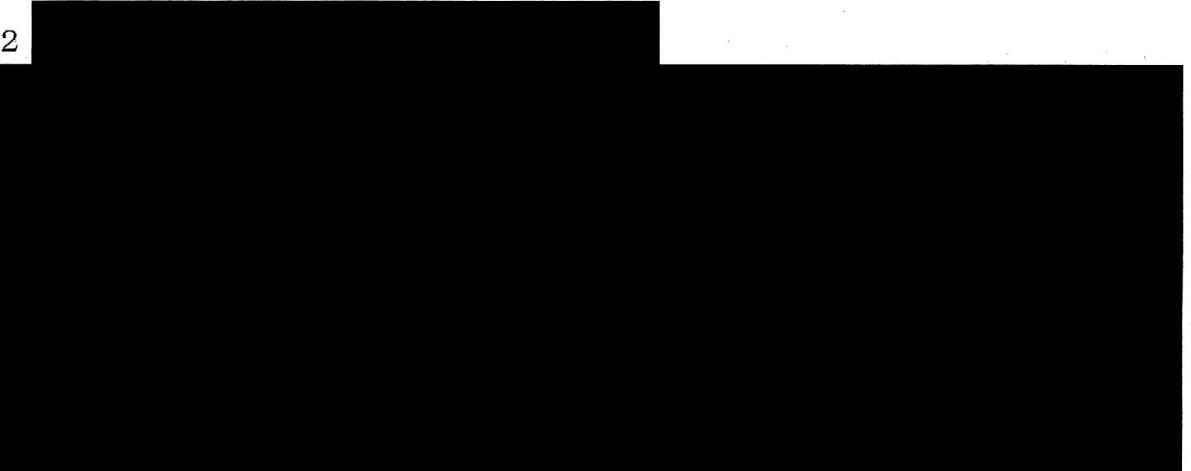
- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるよう、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するように依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するように依頼する。

(別紙第2)

判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

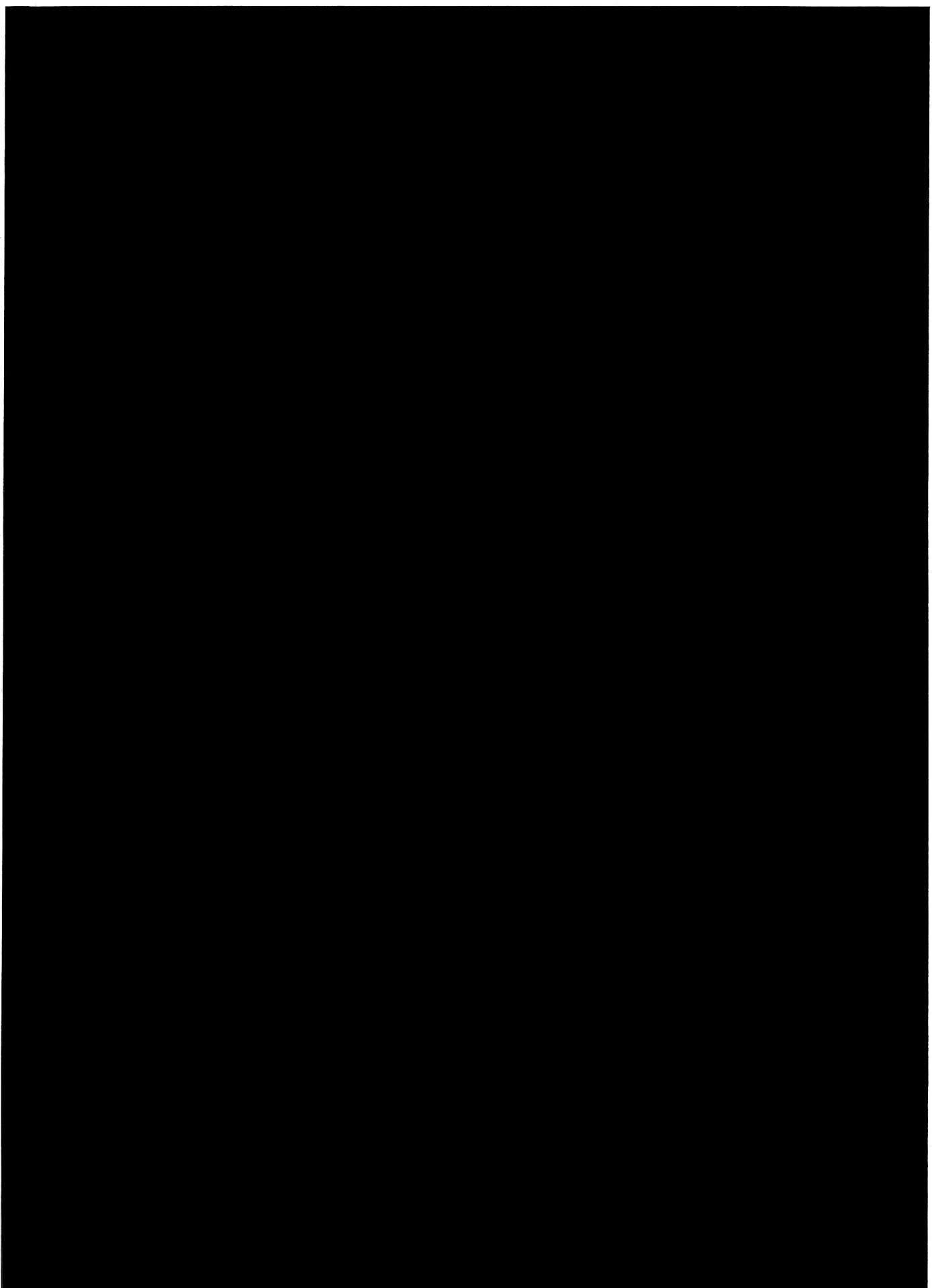
1 一般的な在り方

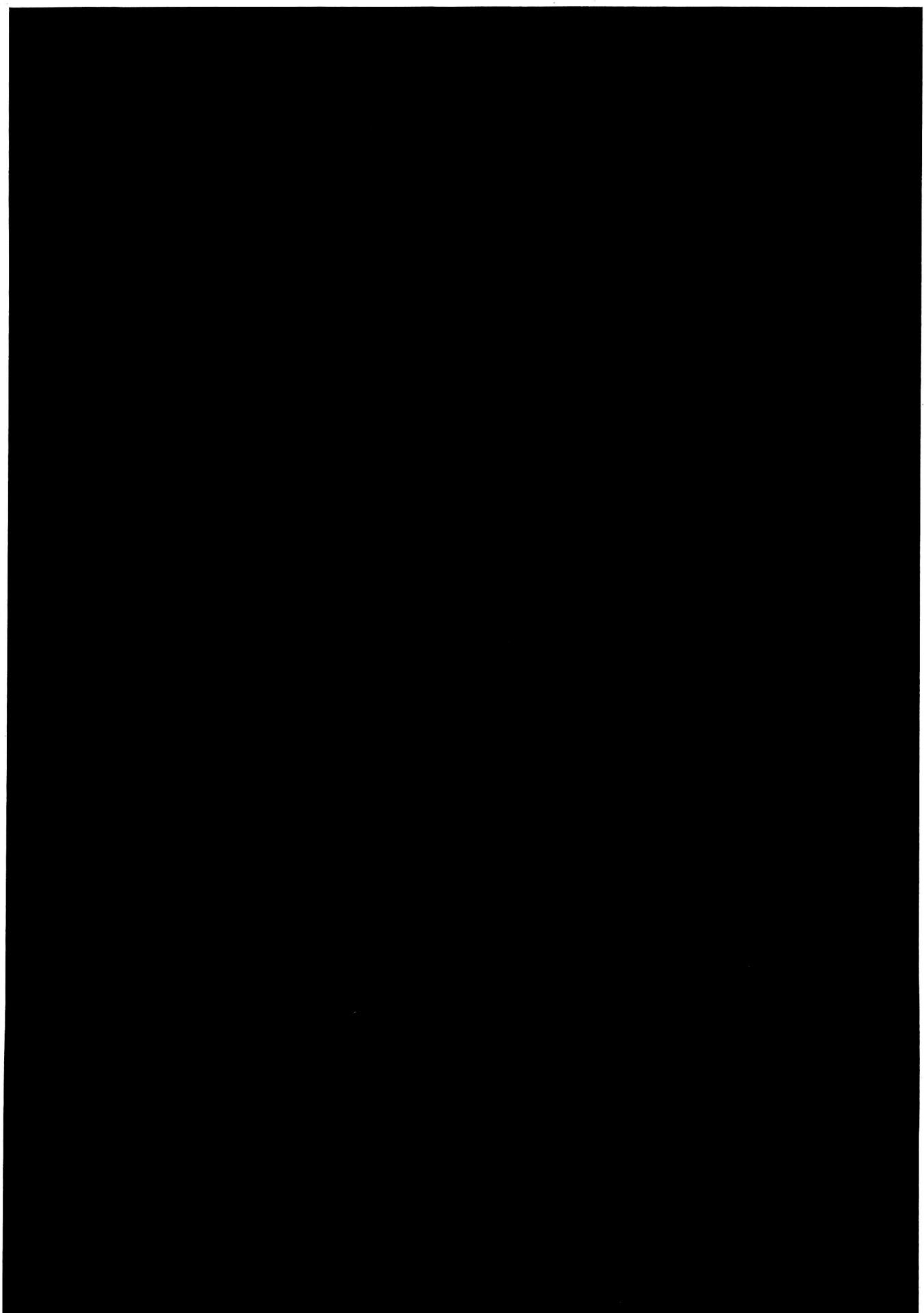
- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名誉やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）


- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。




3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。





秘

令和 2 年 9 月 9 日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

地域委員会地域委員長 殿 [REDACTED]

下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長 伊藤 眞

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

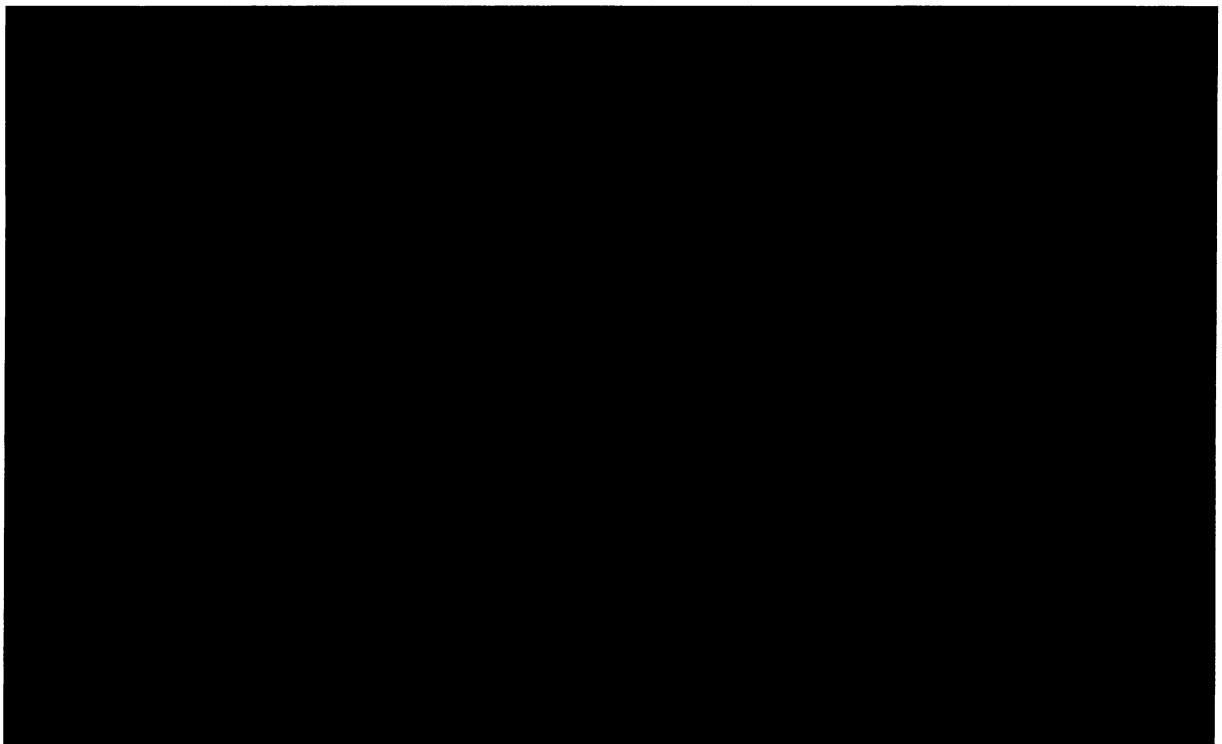
最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和 3 年 4 月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和 3 年 1 月から 9 月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第 40 条第 1 項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、
[REDACTED]

11 月 4 日（水）までに指名諮問委員会に報告してください

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿
[REDACTED]

[REDACTED] を参考までに送付します。
[REDACTED]
[REDACTED]

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するよう依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するよう依頼する。

(別紙第2)

判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

1 一般的な在り方

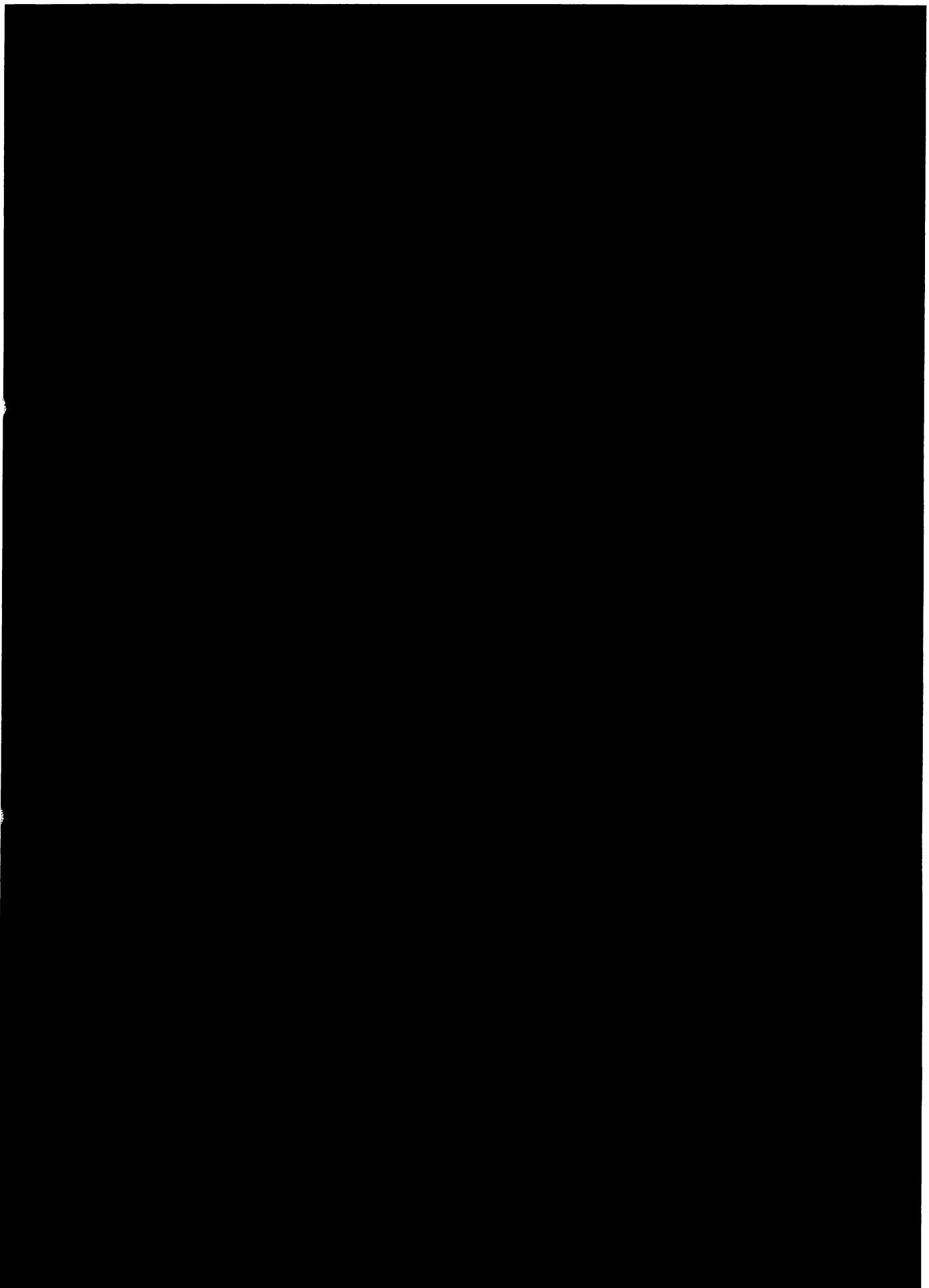
- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名前やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）

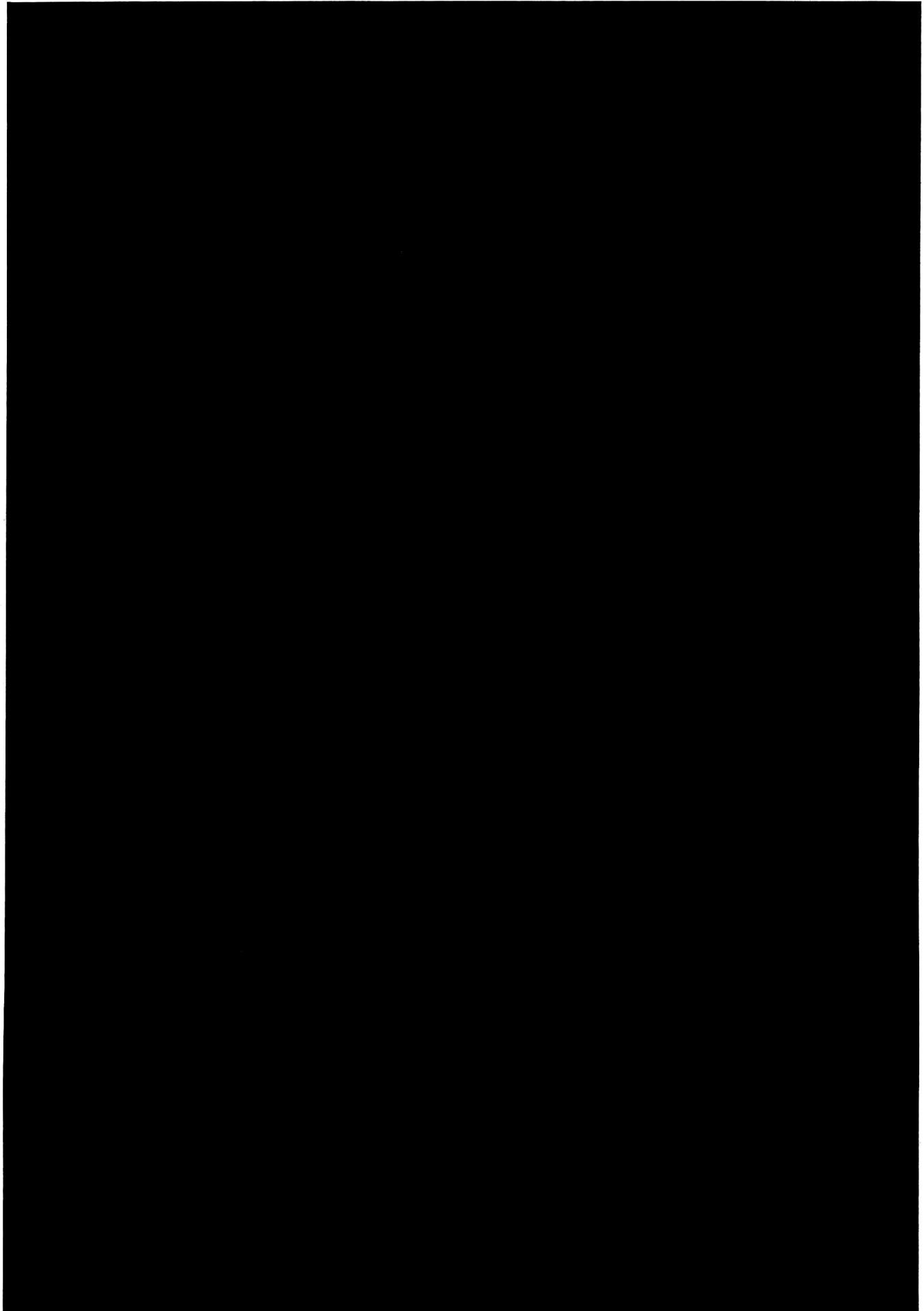
- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。

2

3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑惑が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。

4





秘

令和2年9月9日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

地域委員会地域委員長 殿 [REDACTED]

下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長 伊藤 真

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」とい
う。）に対し、令和3年4月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、
令和3年1月から9月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任
命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否に
について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
11月4日（水）までに

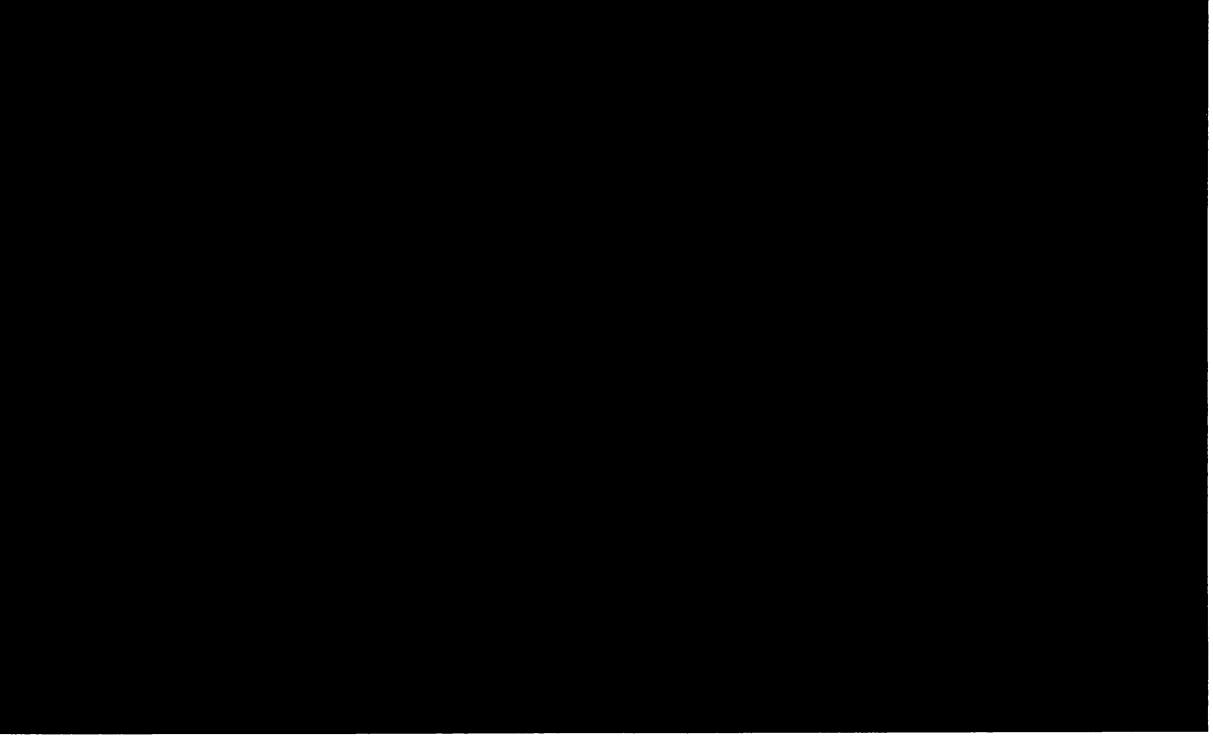
指名諮問委員会に報告してください
[REDACTED]
[REDACTED]

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] を参考までに送付します。

[REDACTED]

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるよう、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するように依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するように依頼する。

(別紙第2)

判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

1 一般的な在り方

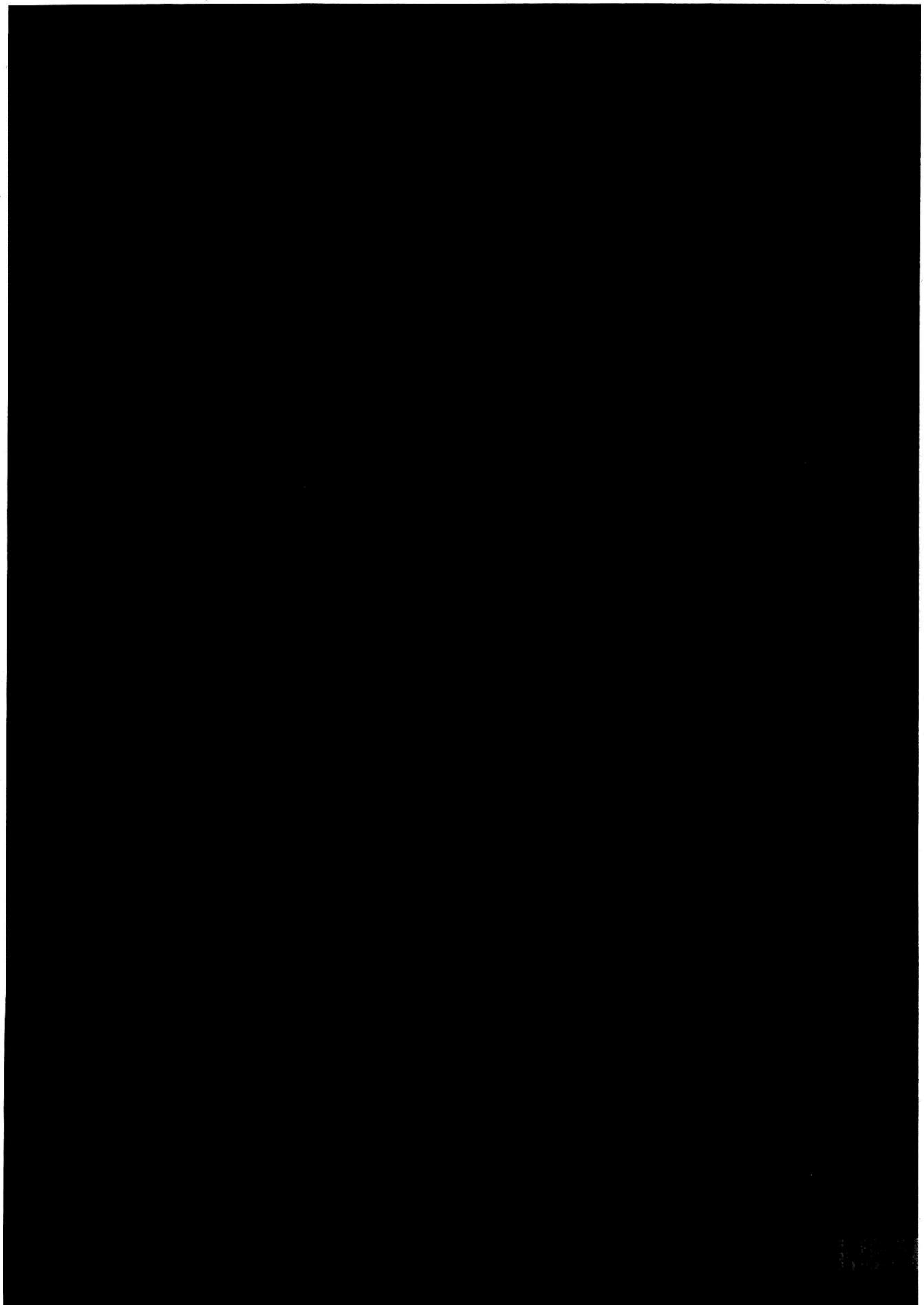
- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名譽やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）
[REDACTED]

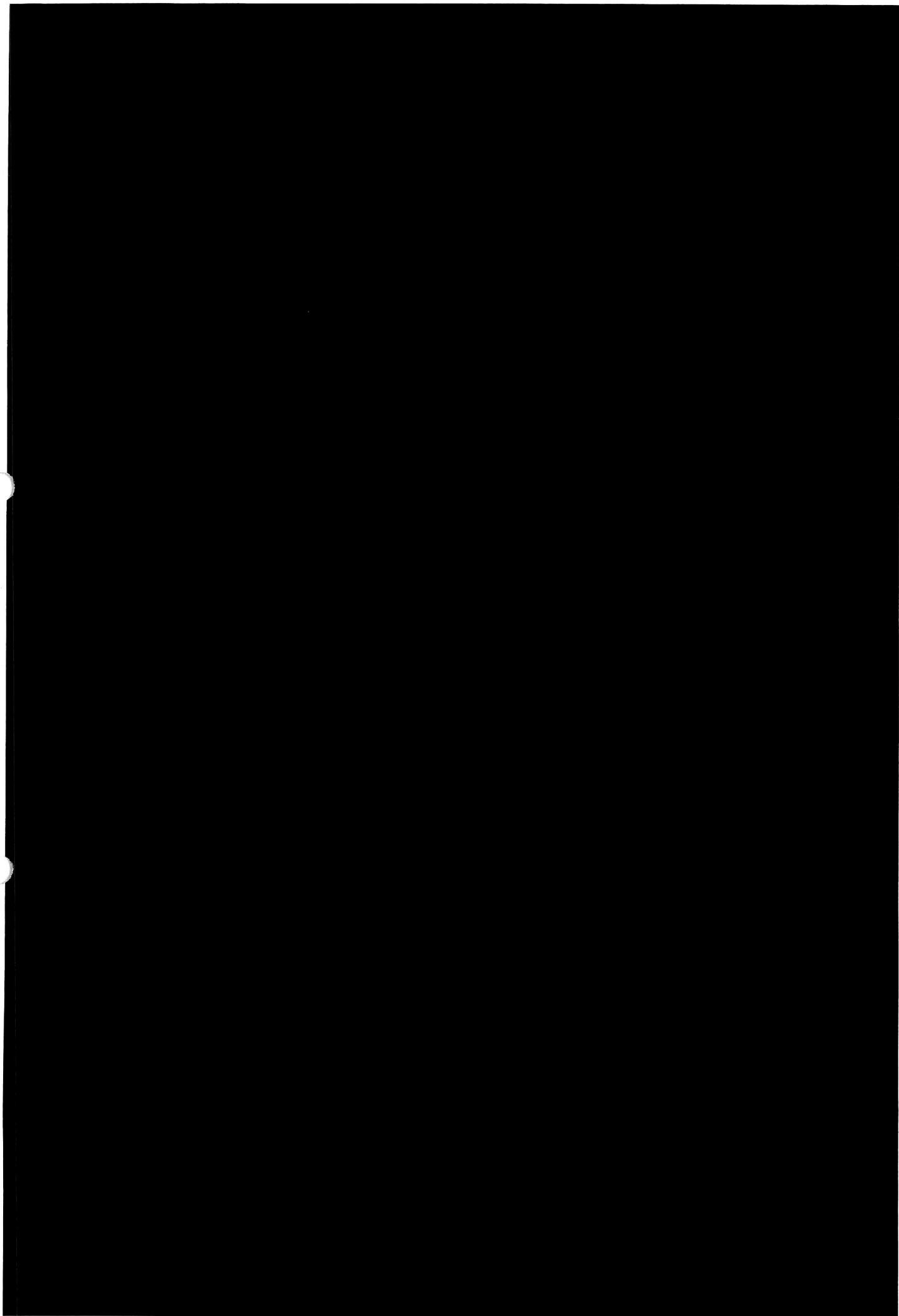
- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。

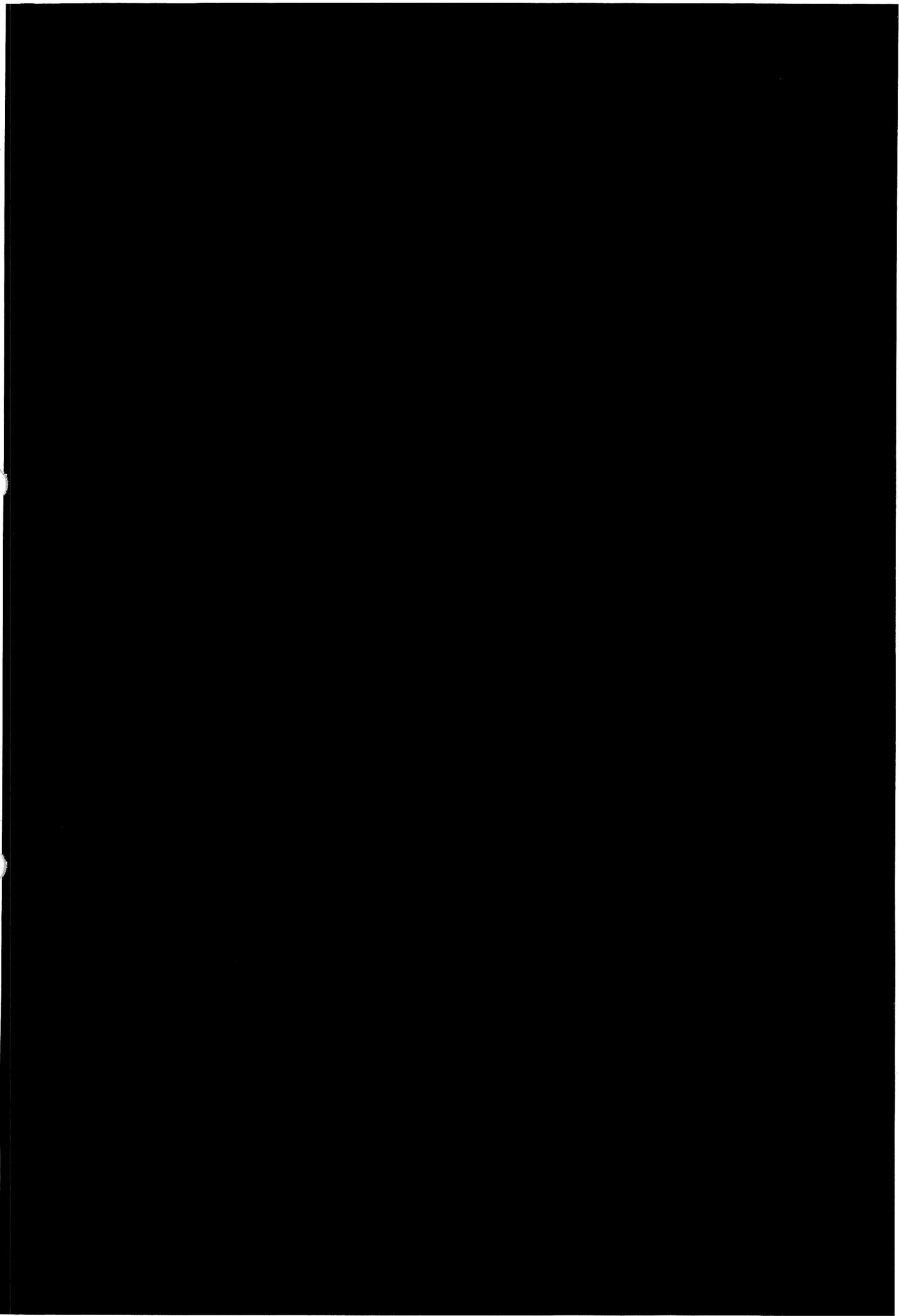
2 [REDACTED]



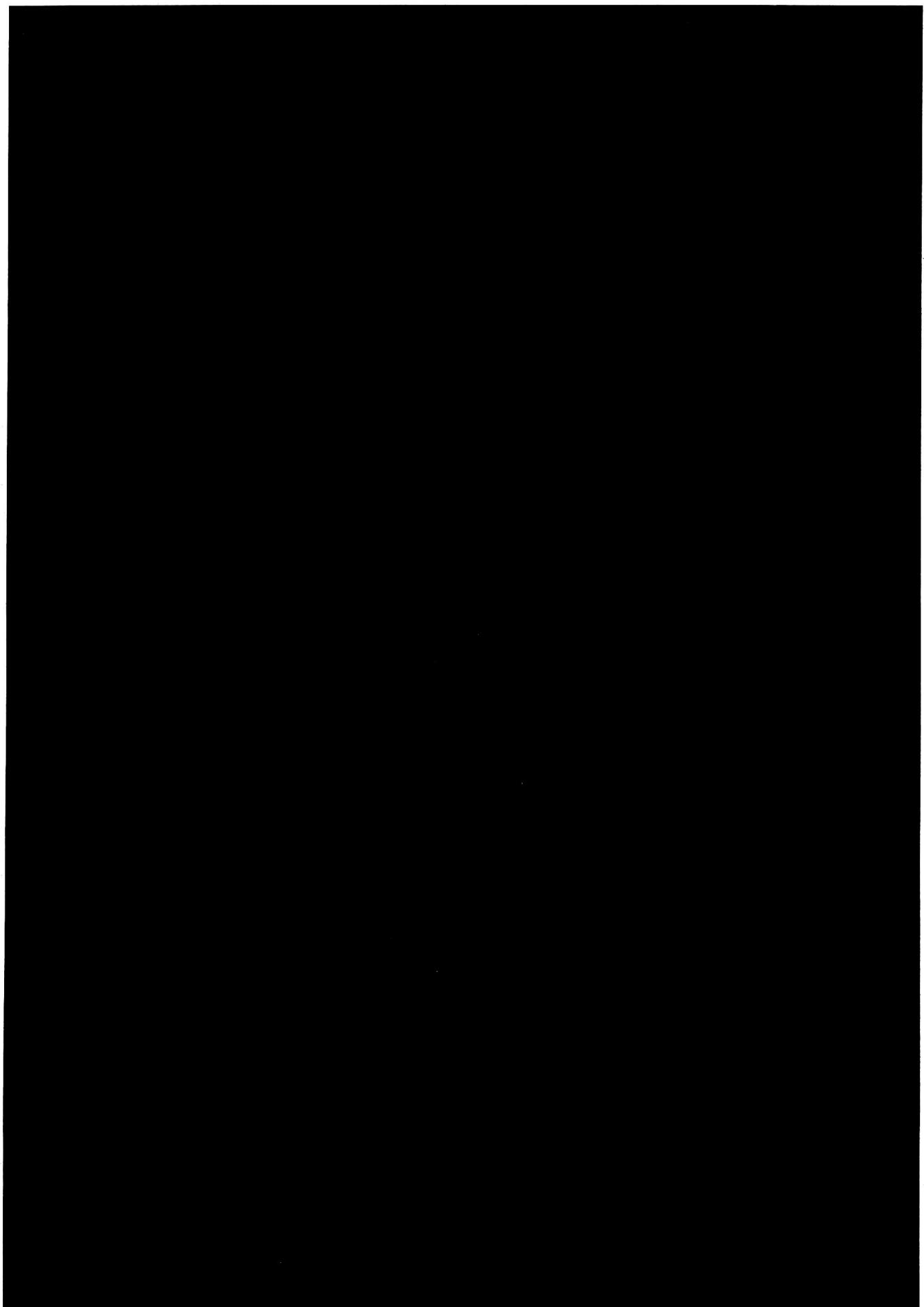
3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑惑が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。

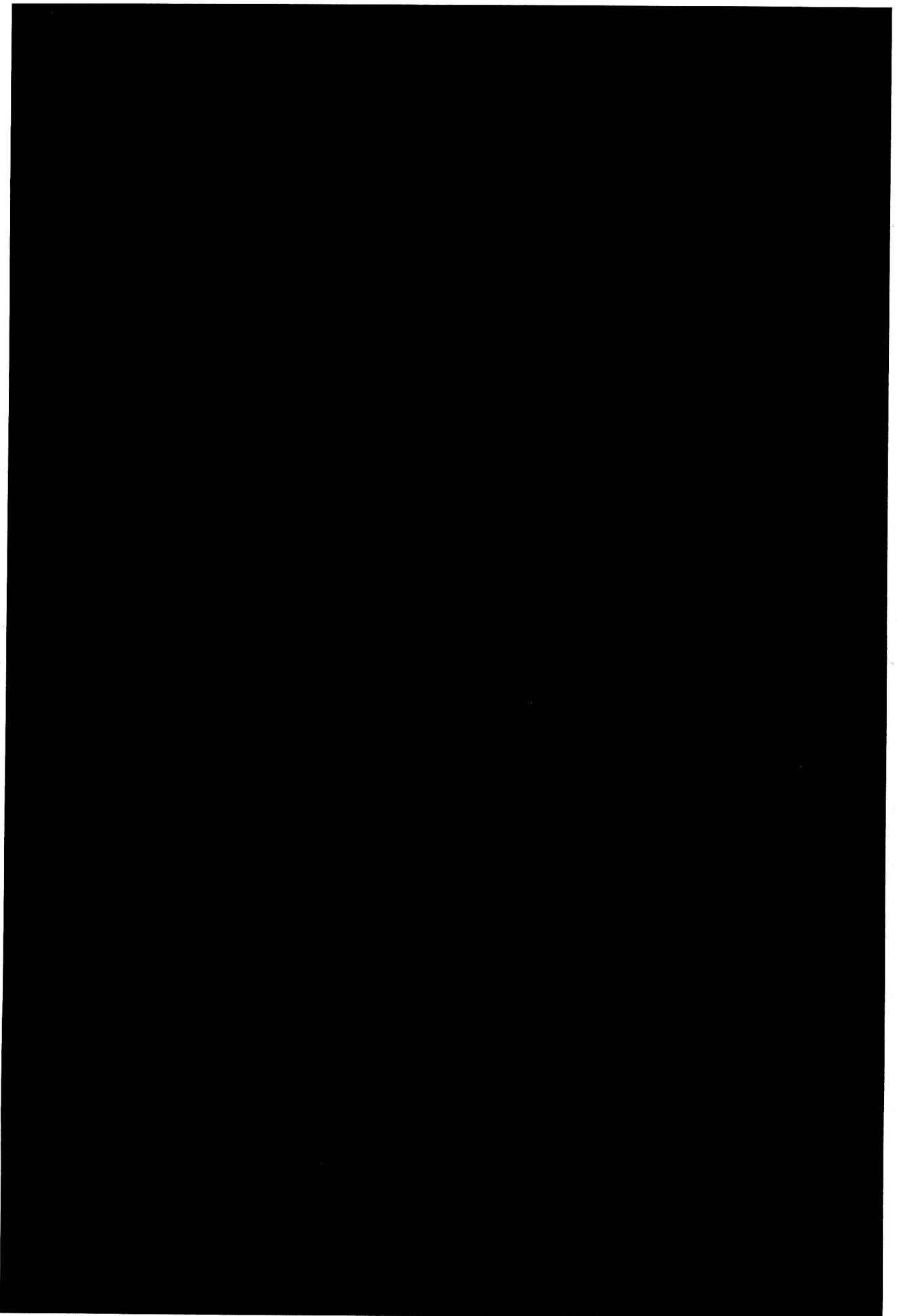












秘

令和2年9月9日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

地域委員会地域委員長殿 [REDACTED]

下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長 伊藤 真

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和3年4月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和3年1月から9月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 11月4日（水）までに

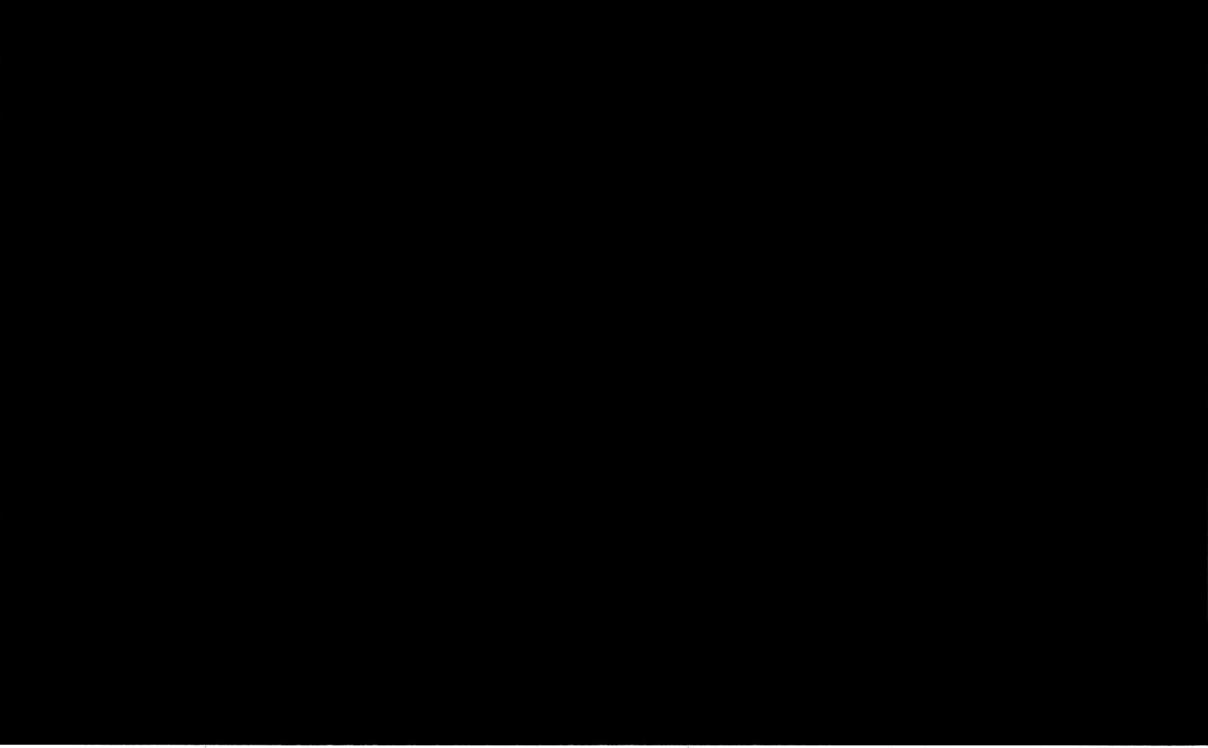
指名諮問委員会に報告してください
[REDACTED]

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿
[REDACTED]

[REDACTED] を参考までに送付します。
[REDACTED]

[REDACTED]

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるよう、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するように依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するように依頼する。

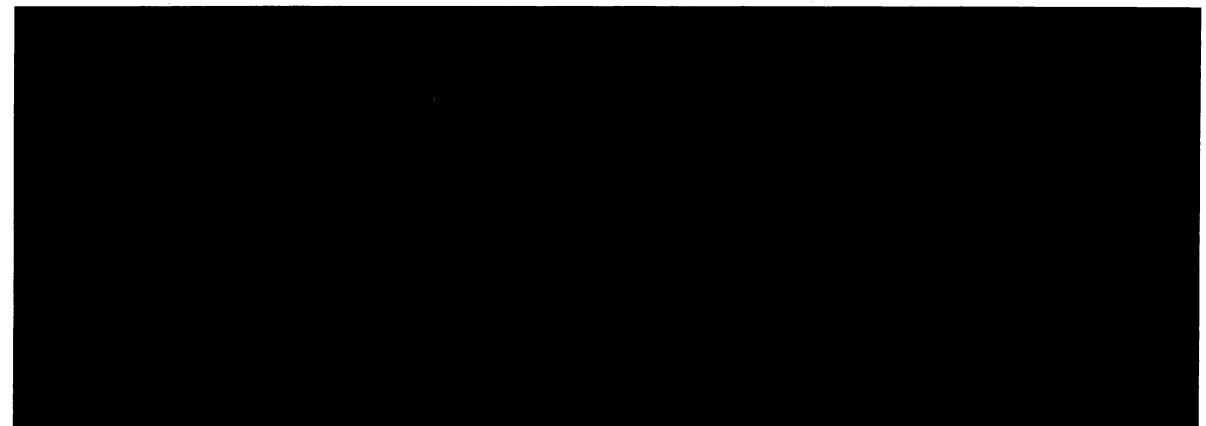
(別紙第2)

判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

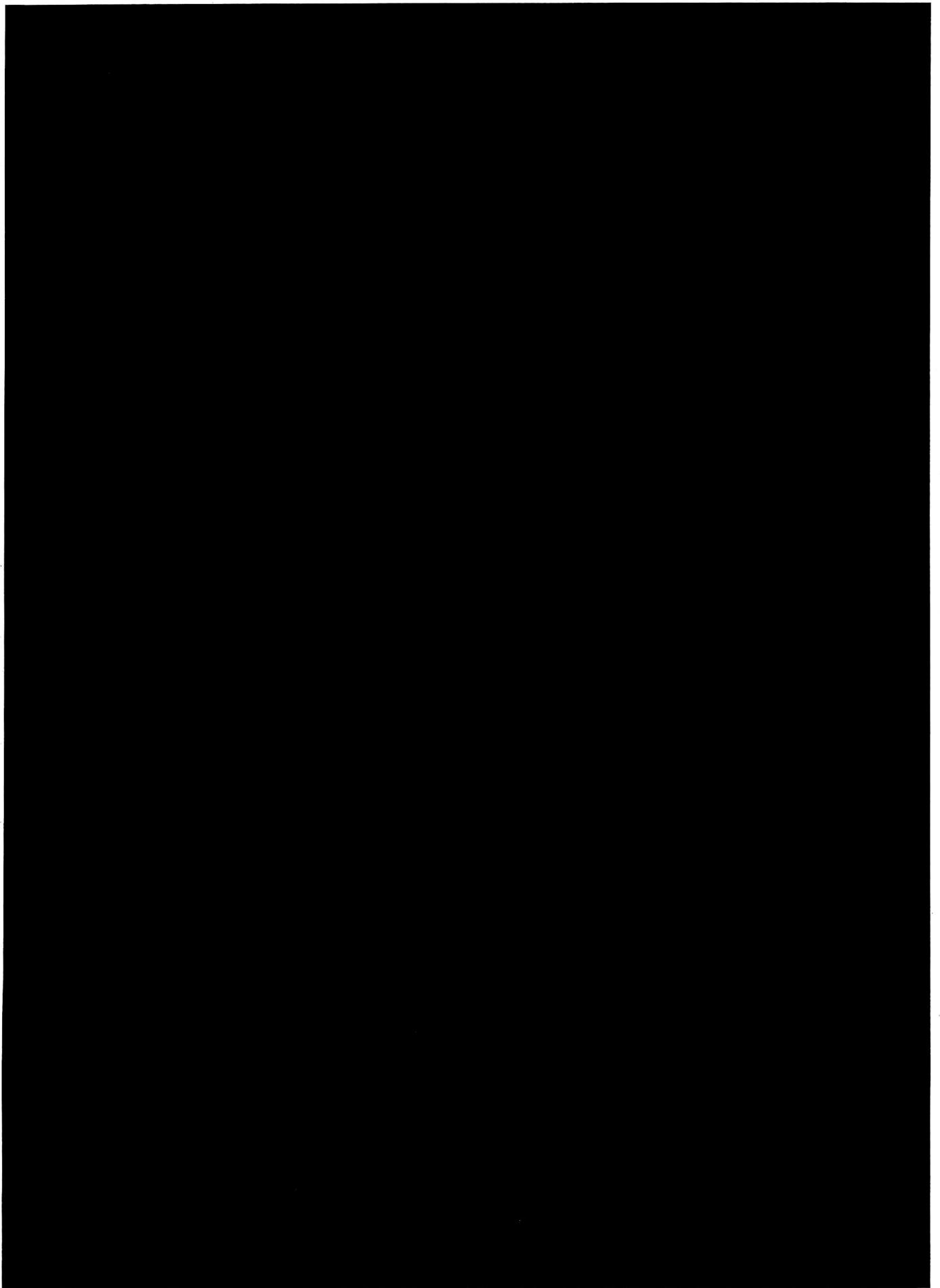
1 一般的な在り方

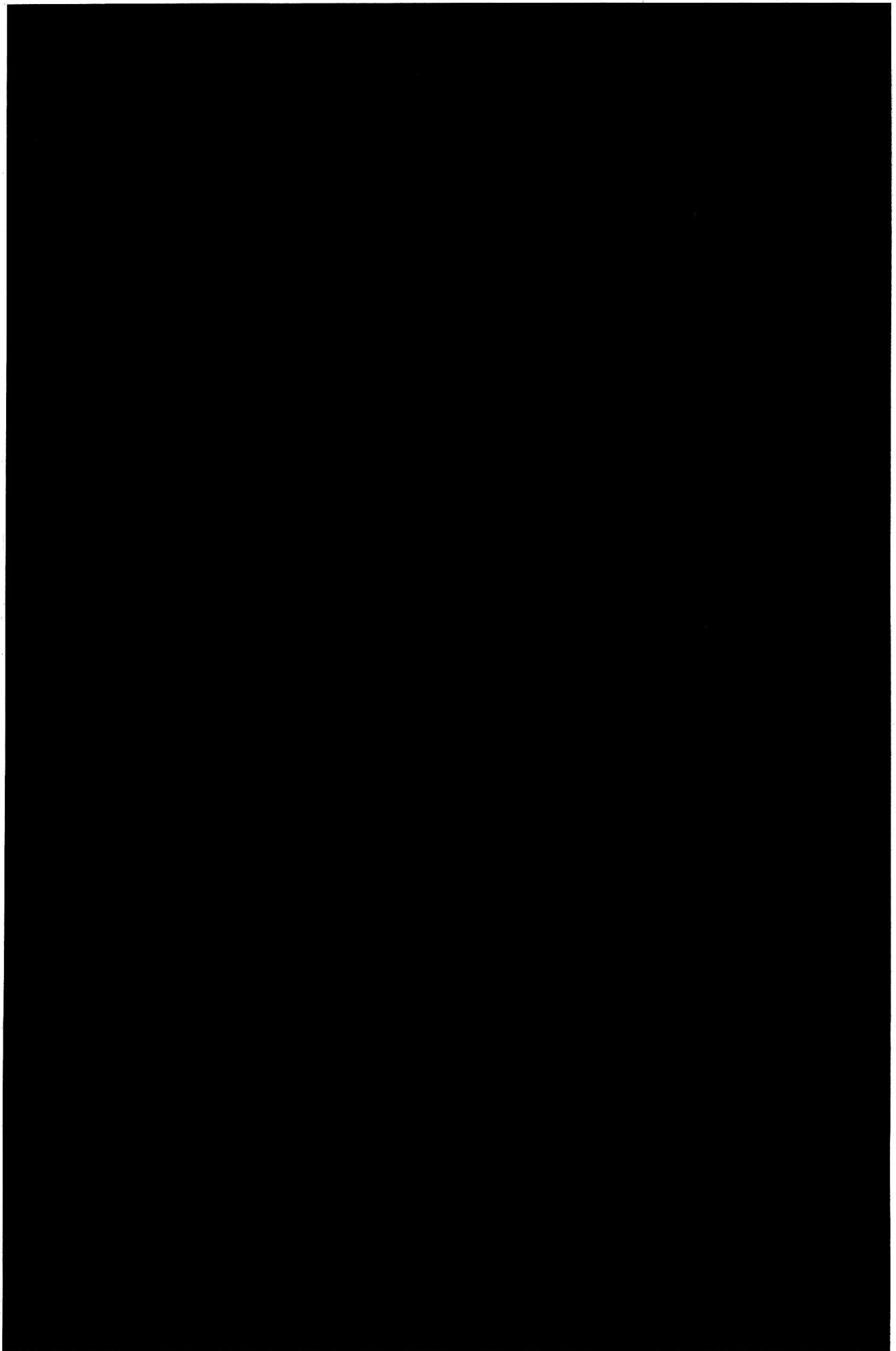
- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名誉やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）

2



3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑惑が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。





秘

令和2年9月9日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

地域委員会地域委員長 殿 [REDACTED]

下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長 伊藤 真

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和3年4月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和3年1月から9月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

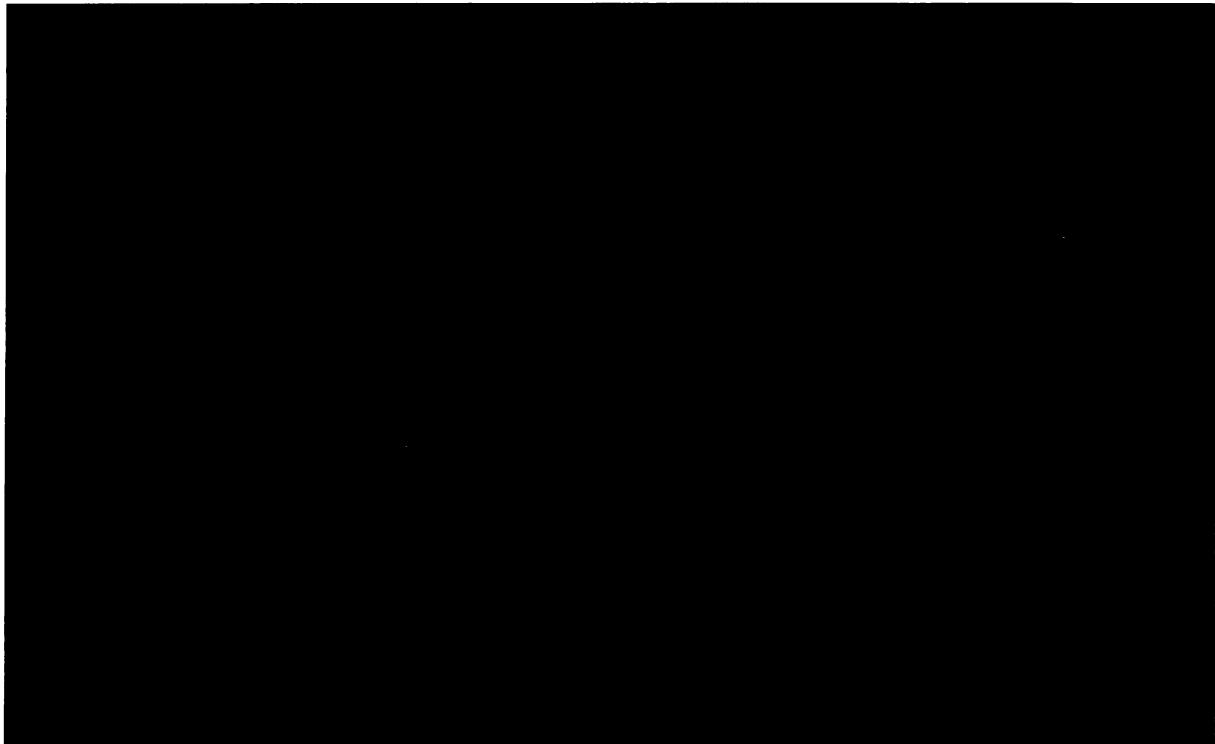
11月4日（水）までに指名諮

問委員会に報告してください。

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿
[REDACTED]

を参考までに送付します。
[REDACTED]
[REDACTED]

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するように依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するよう依頼する。

(別紙第2)

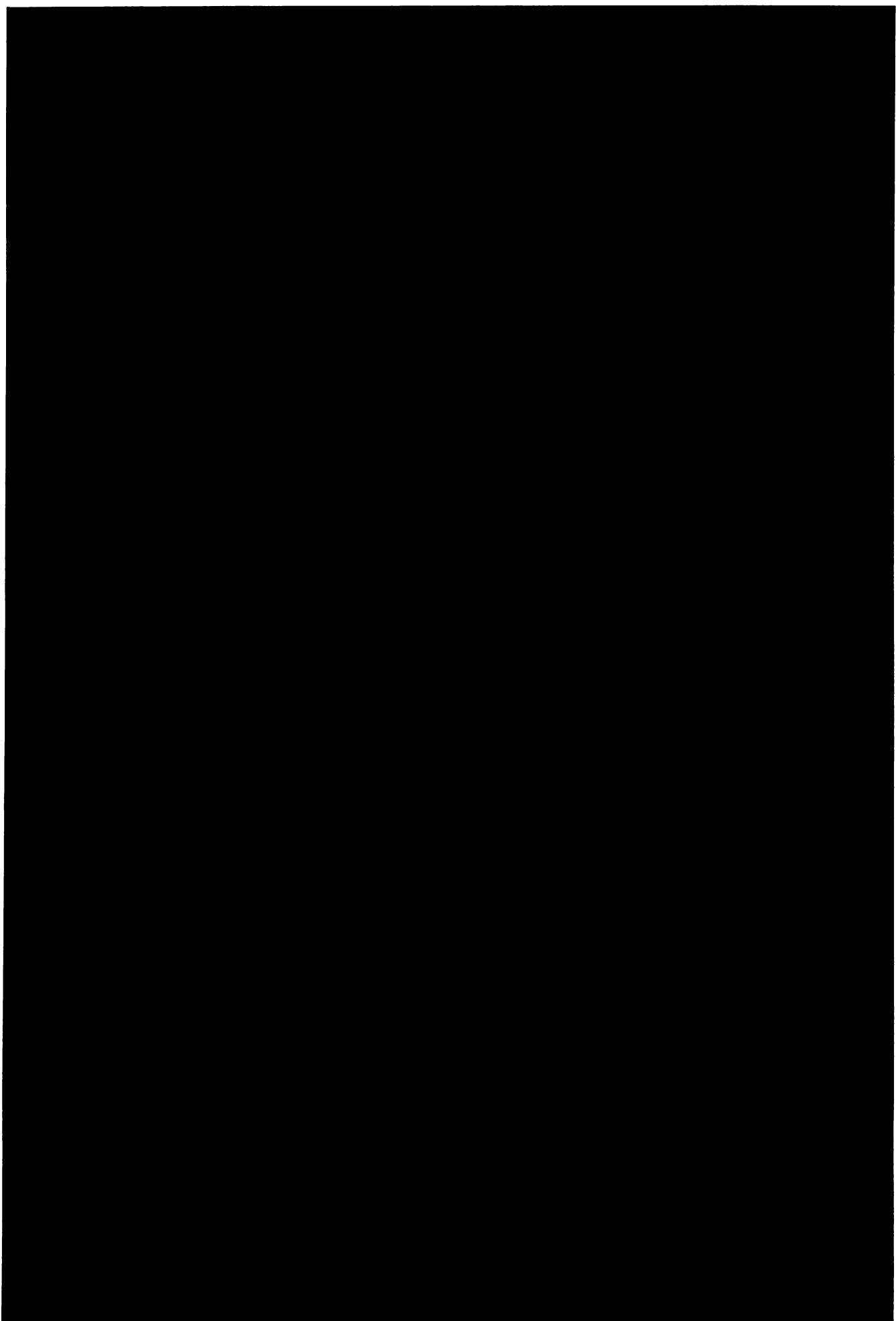
判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

1 一般的な在り方

- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名前やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）
[REDACTED]

- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。
[REDACTED]

3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑惑が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。



秘

令和2年9月9日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

地域委員会地域委員長 殿 [REDACTED]

下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長 伊藤 真

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和3年4月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和3年1月から9月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、
[REDACTED]

[REDACTED] 11月4日（水）までに指名諮

問委員会に報告してください。

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿 [REDACTED]

[REDACTED] を参考までに送付します。
[REDACTED]

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるよう、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するように依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するように依頼する。

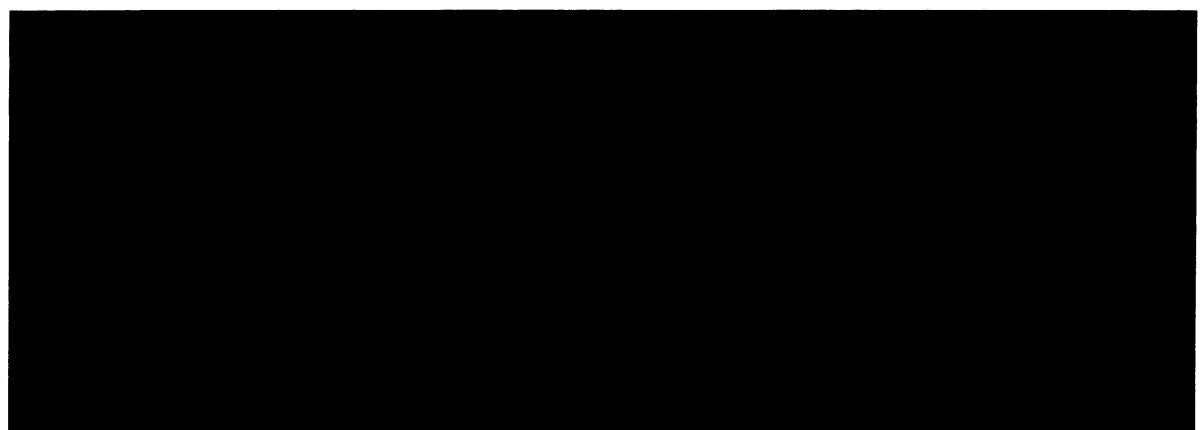
(別紙第2)

判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

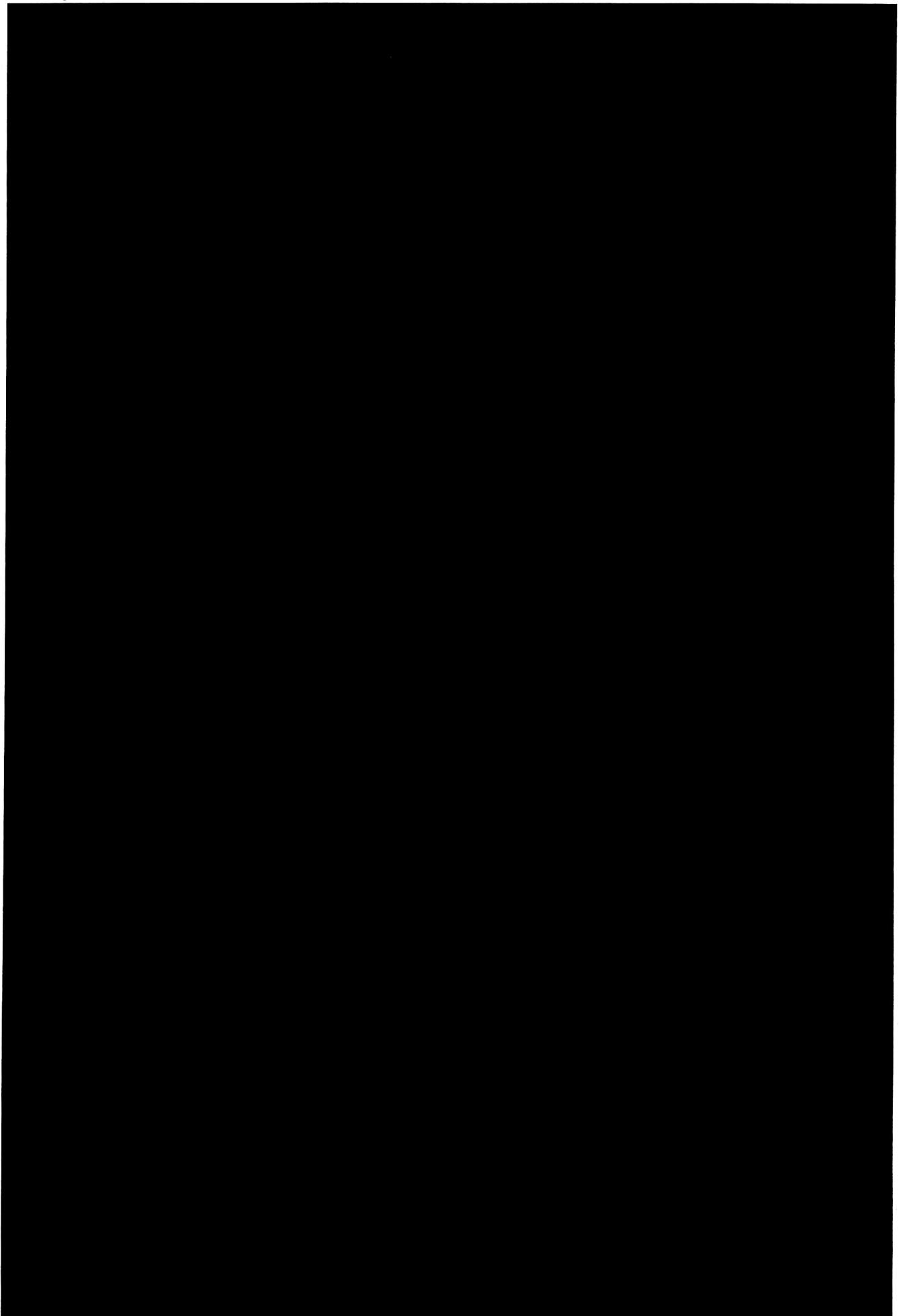
1 一般的な在り方

- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名誉やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）
[REDACTED]

- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。



3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑惑が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。



秘

令和2年9月9日

下級裁判所裁判官指名諮詢委員會

地域委員会地域委員長殿

下級裁判所裁判官指名諮詢委員會委員長 伊 藤 眞

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和3年4月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和3年1月から9月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、

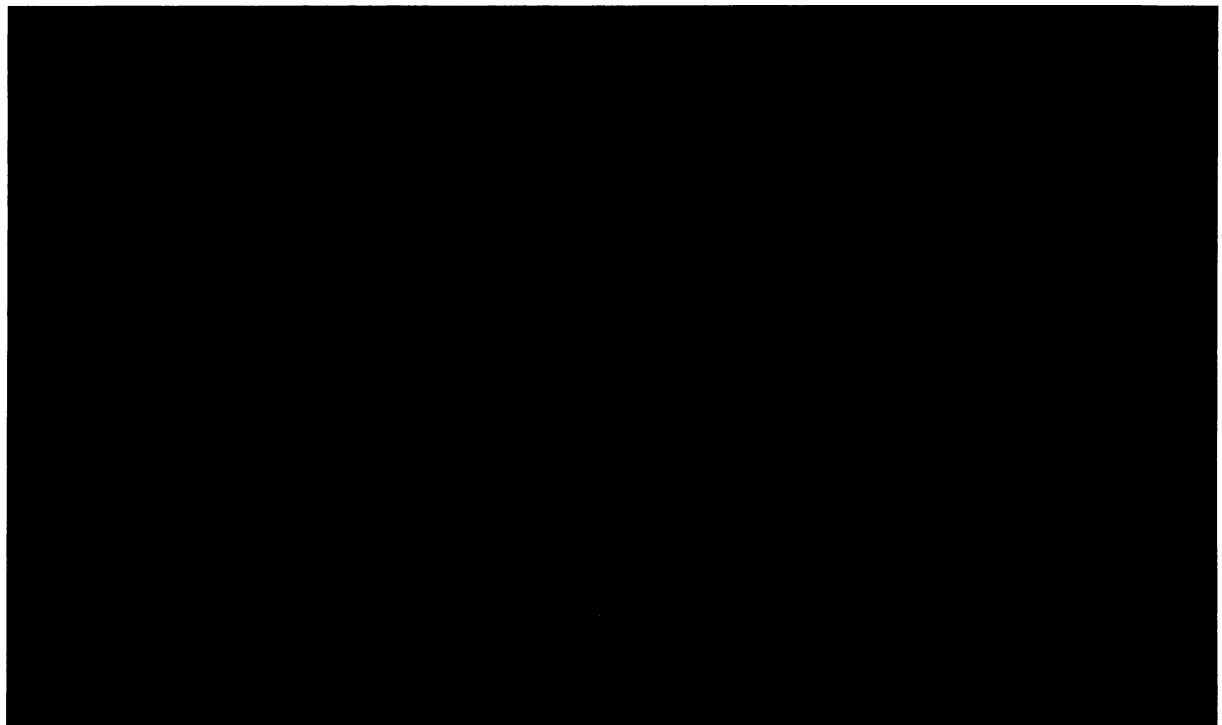
11月4日(水)までに指名諮

間委員会に報告してください。

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿

を参考までに送付します。

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するよう依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するよう依頼する。

(別紙第2)

判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

1 一般的な在り方

- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名譽やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）

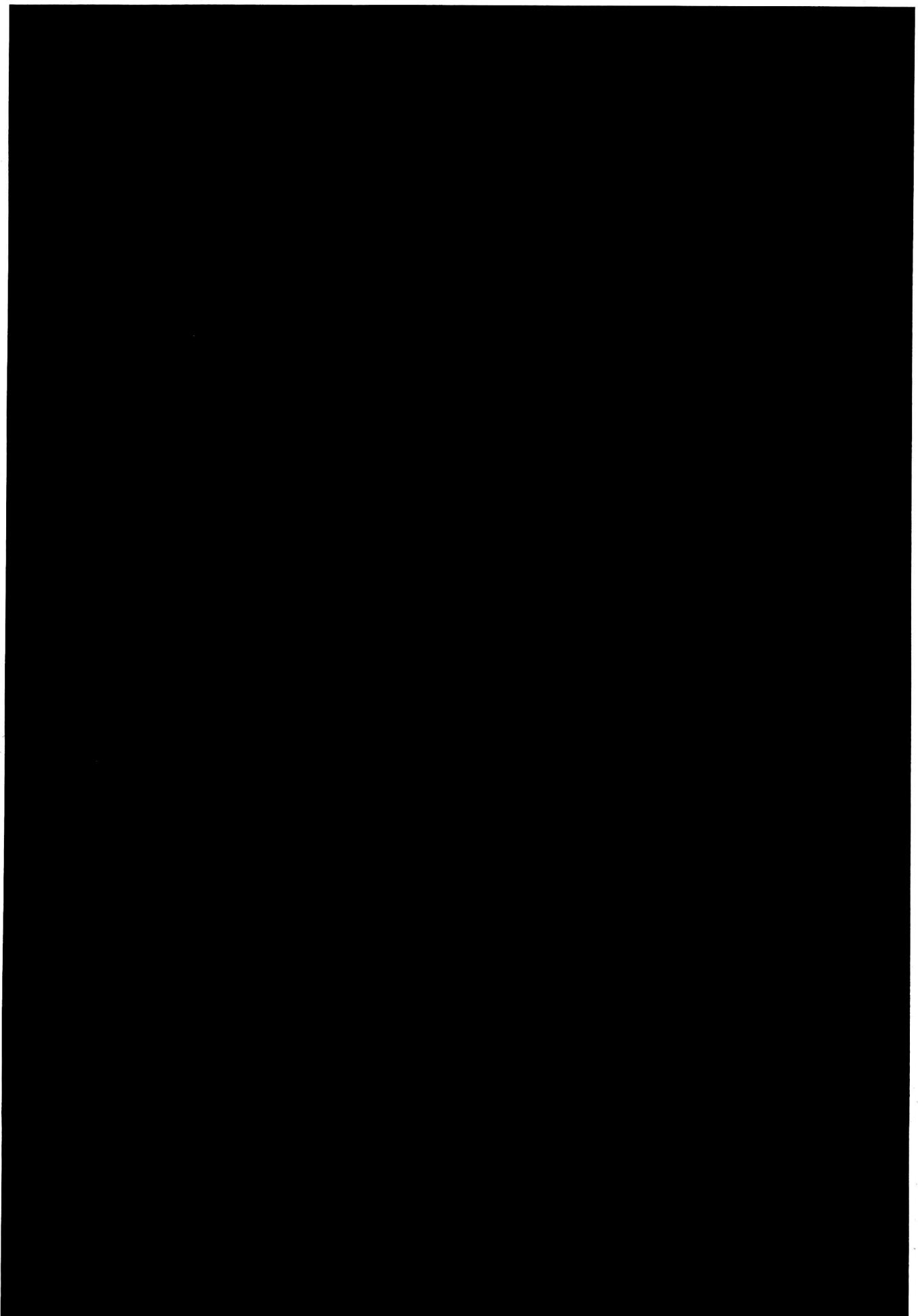
- [REDACTED]
- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。

2 [REDACTED]

[REDACTED]



3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑惑が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。



秘

令和2年9月9日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

地域委員会地域委員長殿 [REDACTED]

下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長 伊藤 眞

裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

最高裁判所から下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に対し、令和3年4月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者を判事に、令和3年1月から9月までの再任（判事任命）を希望する者を判事に、それぞれ任命されるべき者として裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について、諮問がされました。このうち、貴地域委員会に関する指名候補者は、
[REDACTED]

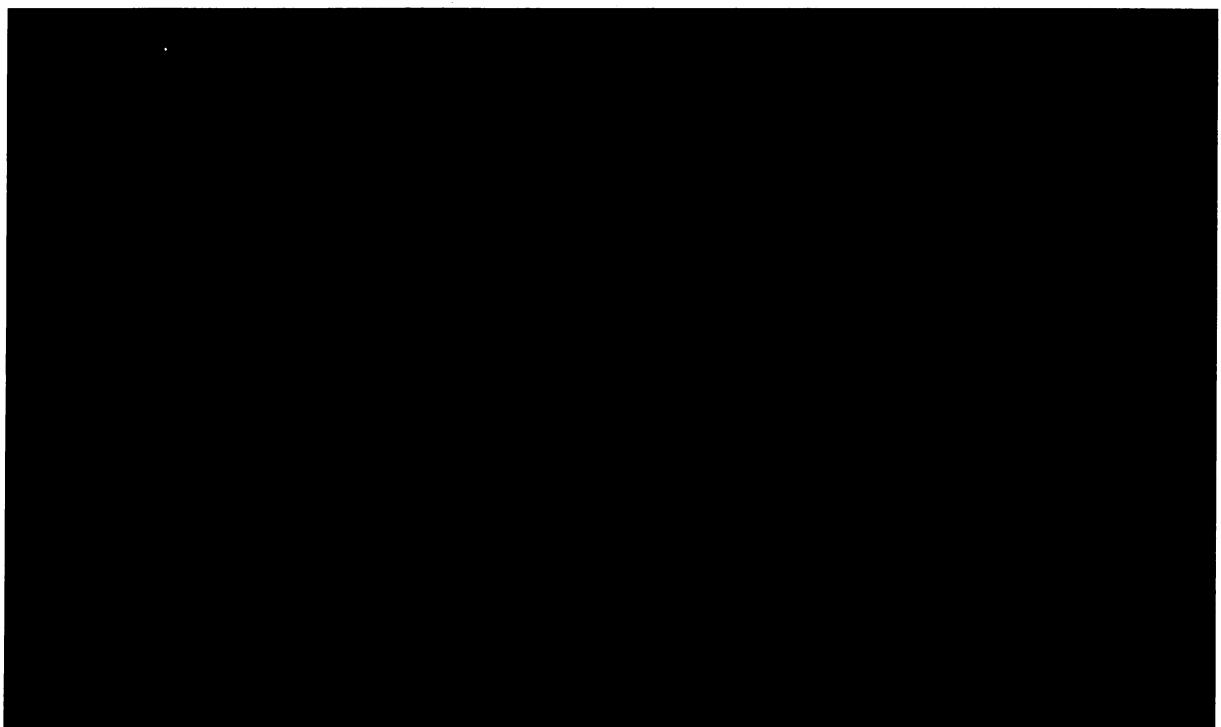
[REDACTED] 11月4日（水）までに指名諮

問委員会に報告してください。

なお、全指名候補者を登載した裁判官指名候補者名簿
[REDACTED]

[REDACTED] を参考までに送付します。
[REDACTED]

添付書類



(別紙第1)

弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するよう依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
 - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
 - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するよう依頼する。

(別紙第2)

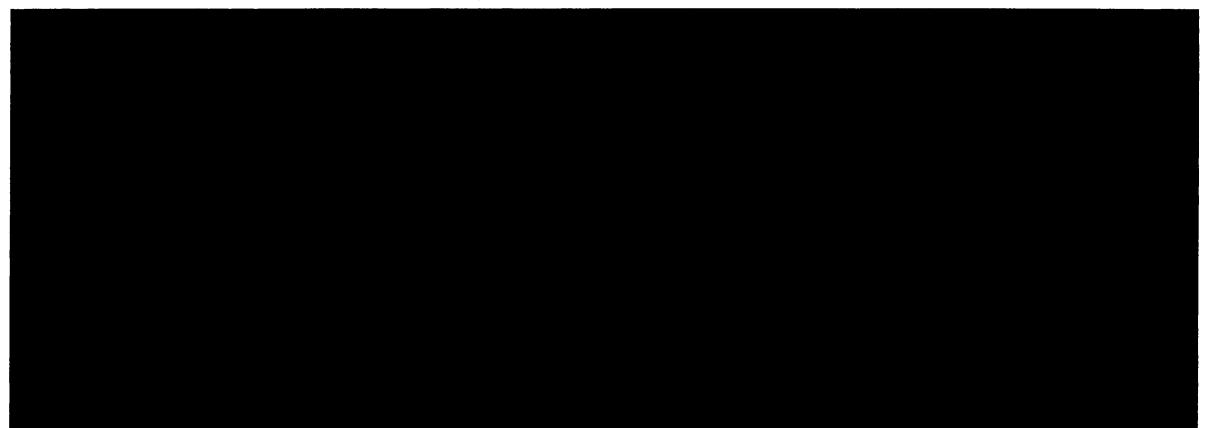
判事補から判事への任命・判事の再任の場合の重点審議者の
情報収集の在り方

1 一般的な在り方

- (1) 所長等が作成した報告書などから情報源が特定できる場合は、重点審議者の名譽やプライバシー等の保護に十分配慮しつつ、その情報源から情報収集を行うことも考えられるが、このようなことは希であると思われる。
- (2) そこで、一般的に情報収集することが考えられる（具体的には、検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける方法による。以下「名簿を提供しての情報収集」という。）

- (3) 収集した情報の取扱いについて、重点審議者であることを念頭に、所長等が作成した報告書などを参考にして取りまとめを行う。

2



3 各地域委員会が弁護士会への情報提供の周知依頼をするに当たっては、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、引き続き伝えていただきたい。

